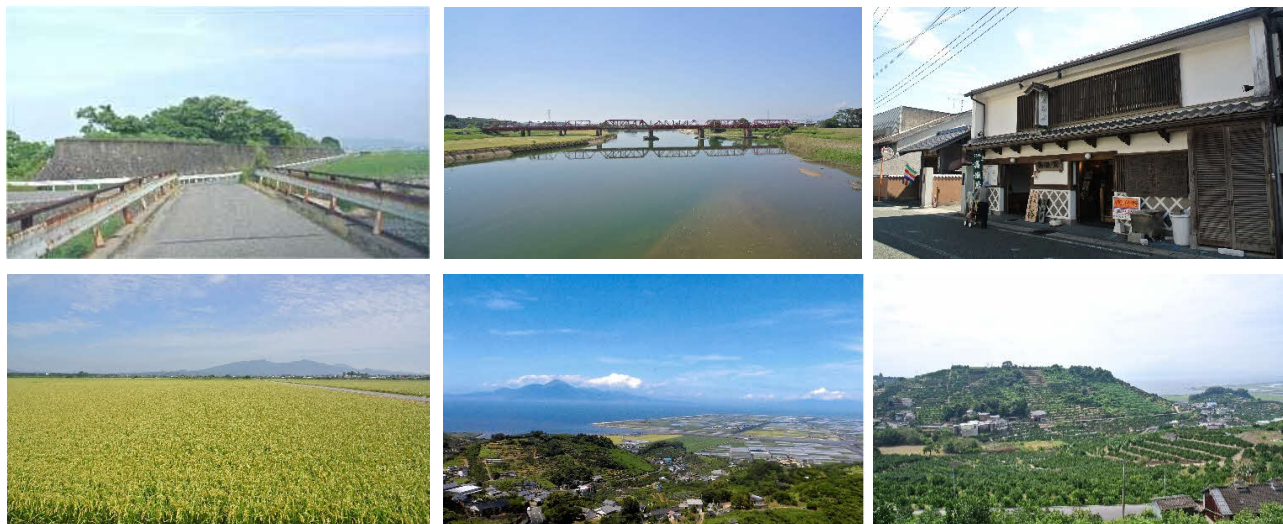




菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち



玉名市 景観形成 ガイドライン

-玉名市景観形成基準の解説書-

令和5年3月改定 玉名市



目 次

はじめに（玉名市の景観の将来像）	1
1. 景観形成ガイドラインについて	2
1-1. 景観形成ガイドラインの目的	2
1-2. 景観形成ガイドラインの位置づけ	2
1-3. 景観形成ガイドラインの使い方	3
1-4. 地区区分図	4
2. 届出制度について	5
2-1. 手続きの流れ	5
2-2. 届出対象行為	6
3. 景観形成基準について	13
3-1. 建築物の建築等	13
3-2. 工作物の建設等：柵・塀	22
3-3. 工作物の建設等：橋りょう	26
3-4. 工作物の建設等：太陽光発電設備	28
3-5. 工作物の建設等：その他工作物	31
3-6. 土地の区画形質の変更	33
3-7. 鉱物の掘採又は土石の採取	34
3-8. 木材の伐採	35
3-9. 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	36
3-10. 自動販売機	37
4. 特定施設届出地区について	38
4-1. 特定施設となる施設一覧	38
4-2. 特定施設届出地区の届出対象行為	39
4-3. 特定施設届出地区の景観形成基準	42
5. 眺望景観保全地区について	47
5-1. 眺望景観保全地区の概要について	47
5-2. 眺望景観保全地区の解説・留意点	47
5-3. 景観形成上、特に大事にしたい眺望点	47
6. 良好な景観形成のために	48

はじめに（玉名市の景観の将来像）

「玉名市景観形成ガイドライン」は、景観計画に定めた景観の将来像を実現するための、主に届出対象行為や景観形成基準に関する解説書となります。

菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち

本市は、菊池川の恵みを受けた商業や農業、水運、玉名温泉、干拓、山の資源や丘陵を活かしたみかん畑や石垣、古墳文化など、自然の恵みを受けて発展してきました。こうした景観は、訪れる度に良さを実感していく『味わい深い』魅力があり、落ち着いた景観がつくられています。これが本市の特徴・らしさとなっており、今後大切にしていきたいことが重要です。

こうした景観は、先人たちの活躍によりつくり守られ、“玉名市の景観”として目に映っています。私たちが、これを本市の宝として受け継ぎ、市民にとっても、来訪者にとっても心地良い景観として未来に伝えることは使命であり責任です。

この受け継いだ宝“玉名市の景観”の価値を高め、未来へつなぐためには、みんなが景観について興味や関心、問題意識を持って景観を『育て』、わたしたちが自信を持って、玉名の景観を『語る』ことがとても大切です。このような考え方により、『菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち』を景観の将来像として掲げます。ビジョンの実現にあたっては、まず、景観に興味・関心・意欲のある市民や団体が景観まちづくりを率先して行い、市民を巻き込むきっかけをつくります。

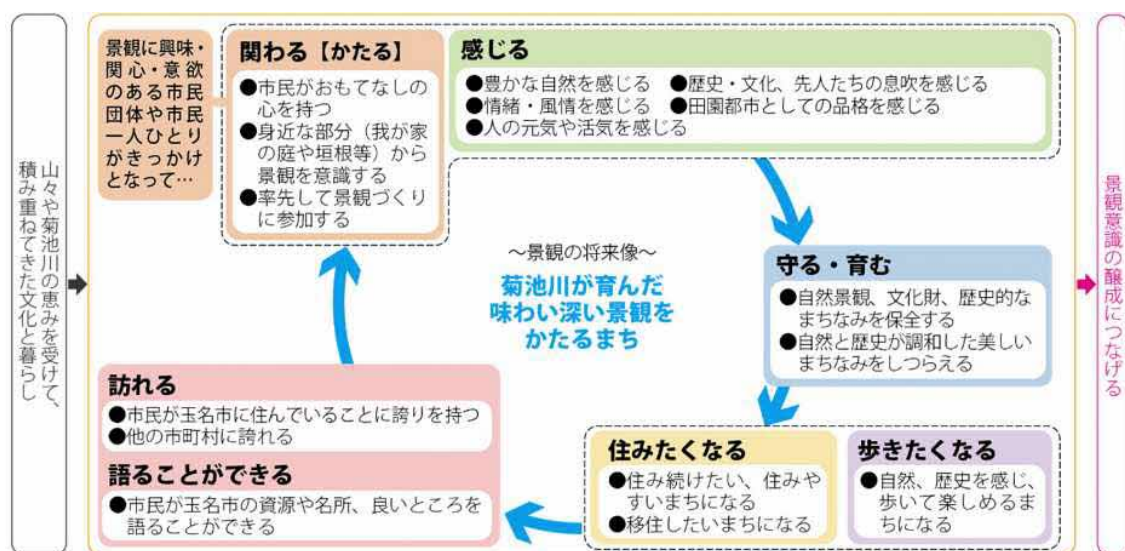
市民一人ひとりが景観について関わりを持つことで、玉名の景観を感じ、意識することが、守り育むための行動・活動につながります。

こうした活動が行われることで良い景観が育まれ、住みたくなる、歩きたくなる魅力的なまちがつけられます。

魅力が高まることで、市民が誇れるまちとなり、自信をもって玉名を語れる市民が増えていきます。これにより、景観に興味・関心・意欲のある市民や将来を担う子どもたちが増えることとなります。

また、「語る」という言葉には、熊本弁の仲間に加わるという意味の「かたる」という意味も込めています。これら一連の取り組みが循環し積み重なることで、『菊池川が育んだ味わい深い景観をかたるまち』が実現し、景観意識の醸成につながります。

[将来像の考え方]



1. 景観形成ガイドラインについて

1-1. 景観形成ガイドラインの目的

玉名市では、「玉名市景観計画」を策定（平成 28 年 10 月策定、令和 5 年 3 月改定）しました。

景観計画は玉名市が有する自然環境や歴史資源が調和したまちなみ景観の創出に向けて、市全体の景観形成の指針を示し、様々な取組を効果的かつ総合的に推進するものです。効果的に計画を進めていくためには、市民や事業者、行政等が協働・連携して、良好な景観を形成することが重要となります。

そのため、本ガイドラインは、景観計画に定める届出対象行為や景観形成基準等について、その考え方や配慮の方法を示し、市民や事業者、行政等がそれぞれの立場で景観まちづくりに取り組むための解説書として活用していただくことを目的としています。

1-2. 景観形成ガイドラインの位置づけ

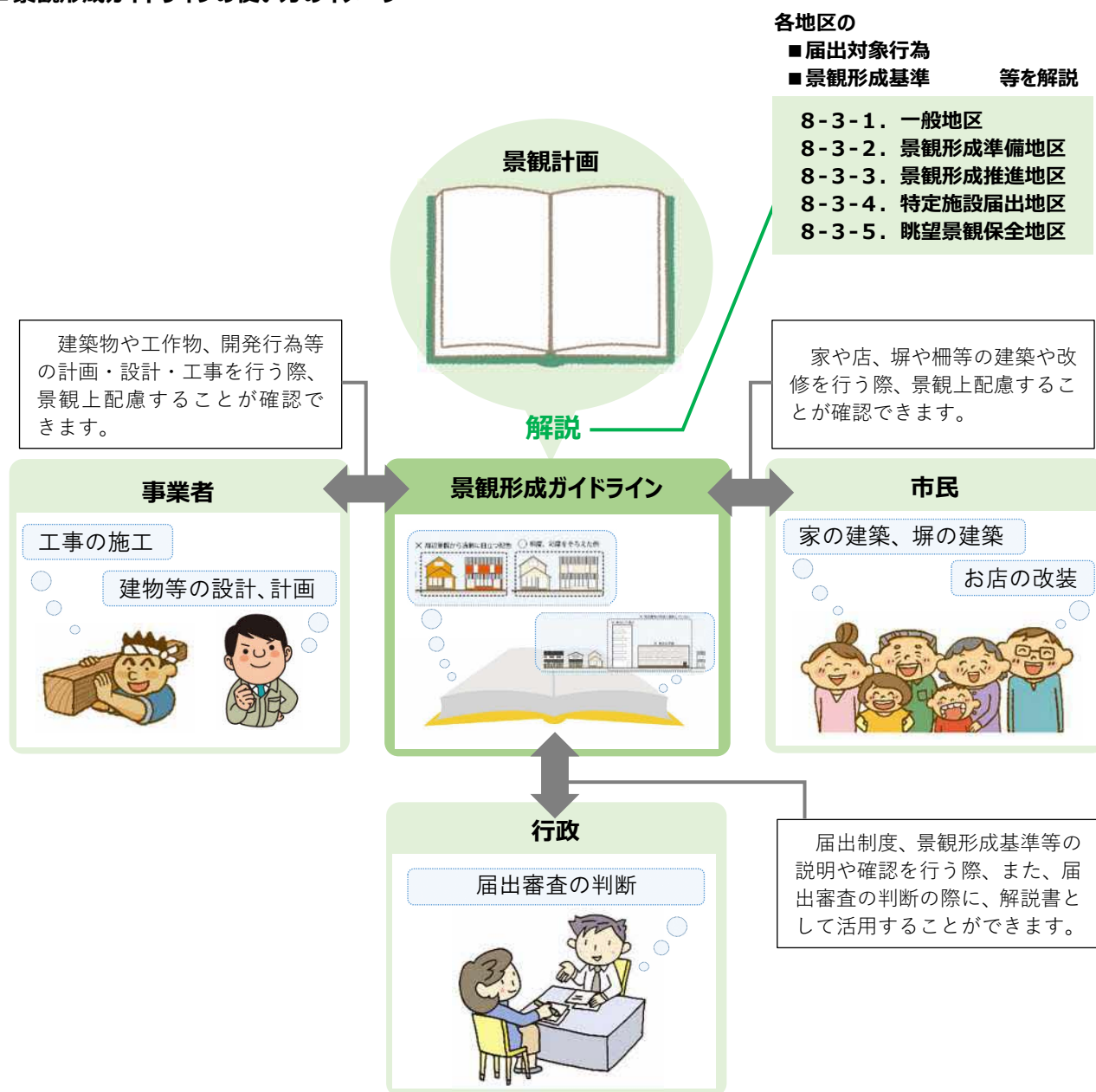


1-3.景観形成ガイドラインの使い方

本ガイドラインは、景観計画に定める、良好な景観づくりを進めるための制度や考え方、配慮の方法等について、具体的な例を示し、良好な景観をイメージしてもらうための解説書として活用していただく目的で作成しています。

良好な景観形成には、市民や事業者、行政等がそれぞれの立場で景観づくりについて考える必要があるため、本ガイドラインは、玉名市で建築等を行う事業者に限らず、景観づくりに関わる全ての人に活用していただけるものとしています。

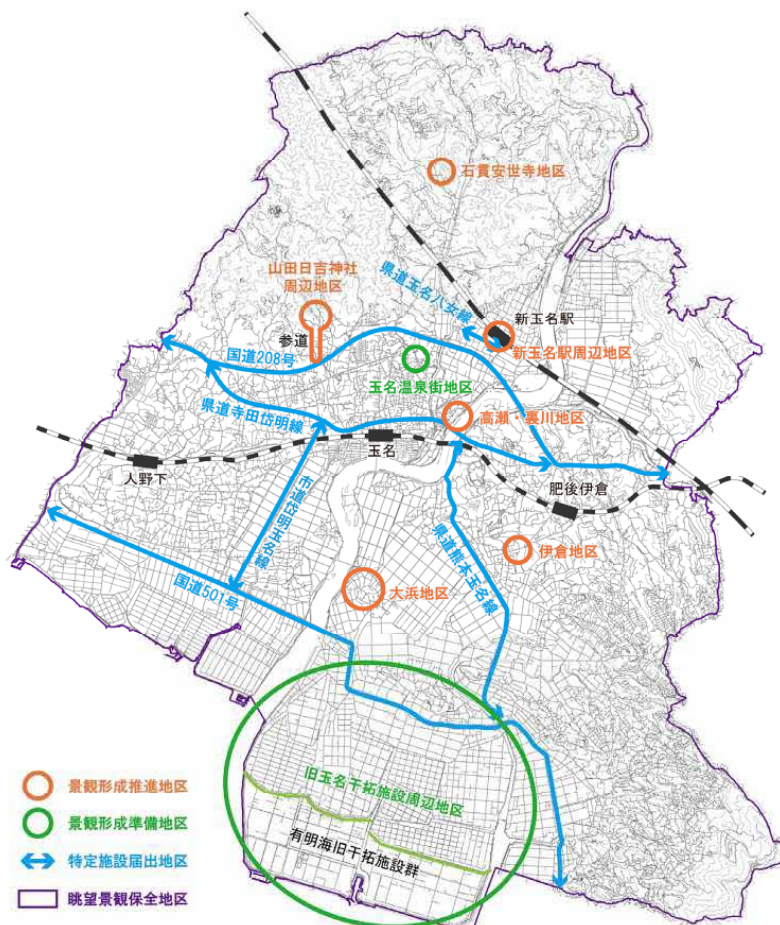
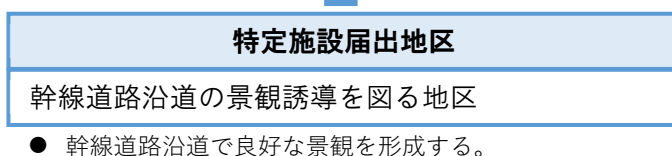
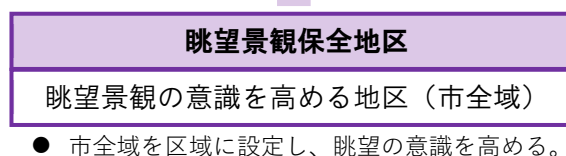
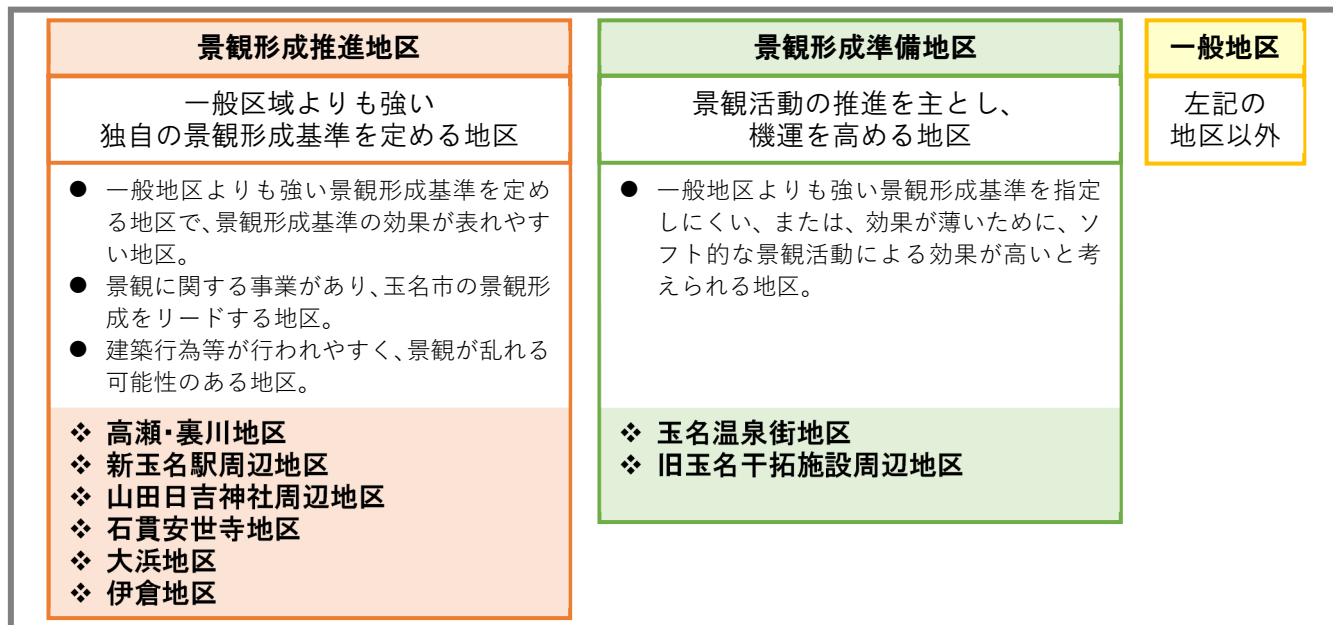
■景観形成ガイドラインの使い方のイメージ



1-4.地区区分図

玉名市の地区区分は、独自の景観形成基準を定める「景観形成推進地区」、景観活動の機運を高める「景観形成準備地区」、それら以外の「一般地区」に分類します。

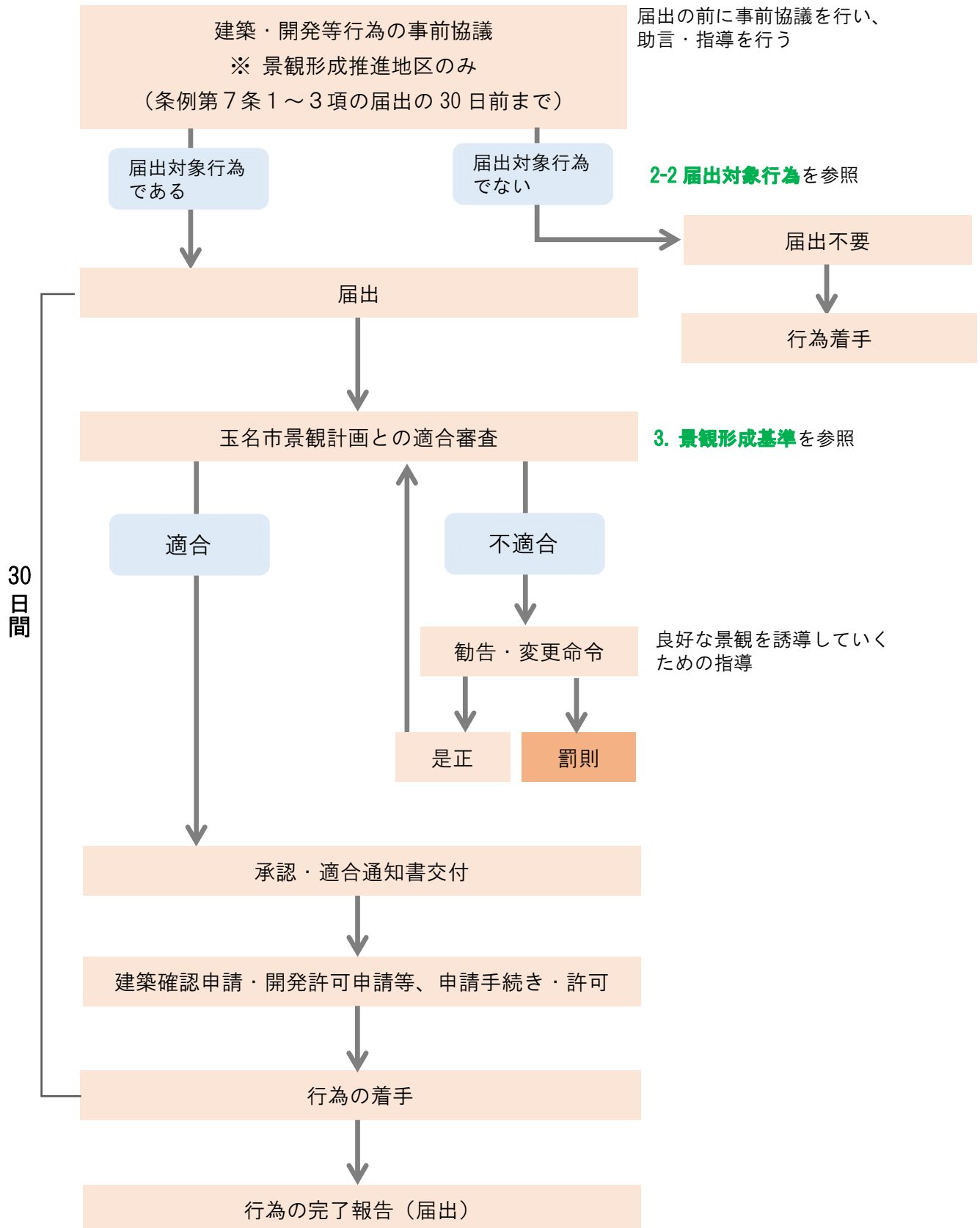
■地区の概要と地区区分図



2. 届出制度について

2-1. 手続きの流れ

■ 手続きのフロー



2-2. 届出対象行為

2-2-1. 届出対象行為の概要

(1) 一般地区、景観形成準備地区

一般地区、景観形成準備地区では、以下のような届出対象行為の種類と規模を定めています。

行為の種類		規模
建築物の建築等		高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000㎡を超えるもの
工作物の建設等	柵・塀	高さが2mを超え、かつ、長さが30mを超えるもの
	橋りょう	菊池川又は繁根木川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て
	太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）13mを超えるもの、又はパネル面積1,000㎡を超えるもの
	その他工作物※	高さが13m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては20m）を超えるもの、又はその敷地面積が1,000㎡を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く
土地の区画 形質の変更		変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
鉱物の掘採又は土石の採取		地形の外観の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの、又は高さが5mを超え、かつ、長さが10mを超える法面若しくは擁壁を生じるもの
木竹の伐採		伐採面積が3,000㎡を超えるもの ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く。
屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		堆積の期間が90日を超えるもののうち、行為に係る面積が500㎡を超えるもの、又は高さが2mを超えるもの

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

(2) 景観形成推進地区

景観形成推進地区では、以下のような届出対象行為の種類と規模を定めています。

各地区の規模 行為の種類		高瀬・裏川 地区	新玉名駅 周辺地区	山田日吉神社 周辺地区	石貫安世寺 地区	大浜地区	伊倉地区
建築物の建築等		規模にかかわらず全て					
工作物の建設等	柵・塀	高さが1.5mを超えるもの		規模にかかわらず全て	高さが1.5mを超えるもの		
	橋りょう	高瀬裏川に架かる橋りょうで、規模にかかわらず全て	－				
	太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5mを超えるもの、又はパネル面積 10 m ² を超えるもの					
	その他工作物※	高さが 5 m（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）を超えるもの、又はその敷地面積が 10 m ² を超えるもの ※熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く					
土地の区画 形質の変更		規模にかかわらず全て					
鉱物の掘採又は土 石の採取		規模にかかわらず全て					
木竹の伐採		規模にかかわらず全て					
屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積		規模にかかわらず全て					
自動販売機 （屋外）		規模にかかわらず全て					
広告物		表示面積 1 m ² を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの					

※その他工作物：玉名市景観条例施行規則第2条第1項第2号～第12号までをいいます。

例：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物、遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

2-2-2. 届出対象行為別の解説

(1) 建築物の建築等

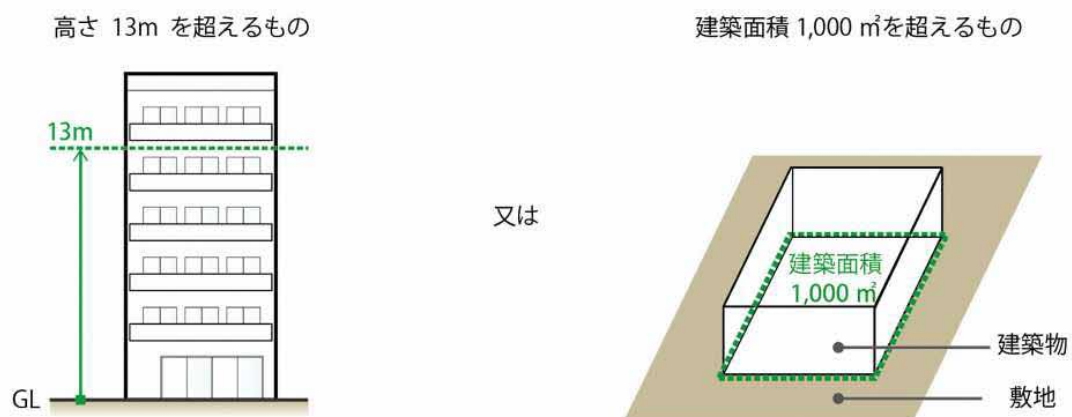
ア 定義

「建築物の建築等」とは、新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更のことをいいます。

イ 届出対象規模

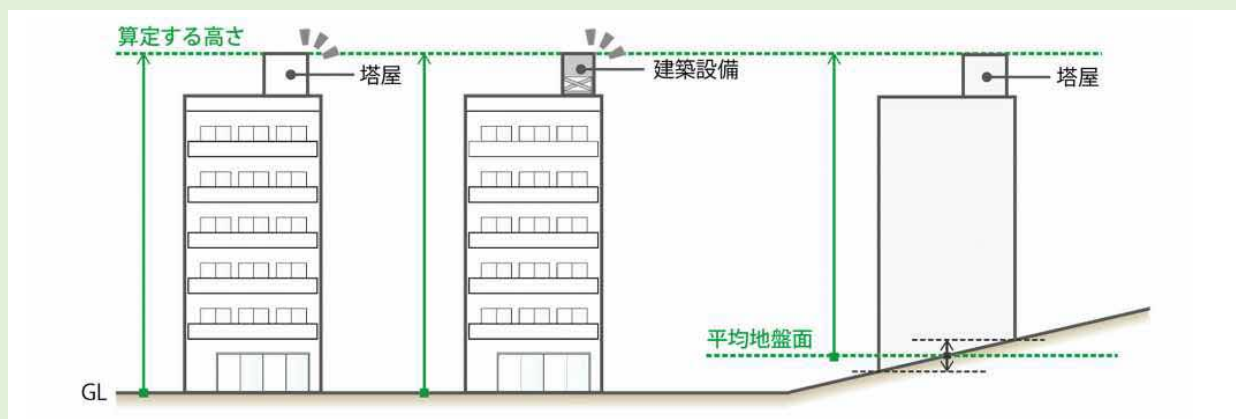
一般地区、景観形成準備地区では、高さが13mを超えるもの、又は建築面積が1,000 m²を超えるものは届出対象となります（下図参照）。なお、景観形成推進地区では、規模にかかわらず届出対象となります。

・ 一般地区、景観形成準備地区の届出対象規模



■ 高さの算定方法

建築物の高さは地盤面（建築基準法施行令第2条第2項）からの高さとし、また、塔屋等を含めた高さとし、



(2) 工作物の建設等

ア 定義

「工作物の建設等」とは、「新築、増築、改築、移転若しくは撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更」のことをいいます。

■ 柵・塀

柵や塀等の、人の目に触れる機会が多く、景観上の配慮が求められるものを指します。

・ 柵・塀の例



■ 橋りょう

菊池川及び繁根木川にかかる橋りょうを対象とします。

・ 橋りょうの例



■ 太陽光発電設備

パネル（太陽電池モジュール）、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を対象とします。

・ 太陽光発電設備の例



■ その他工作物

その他工作物とは、煙筒、広告塔、高架水槽、擁壁、製造施設、遊戯施設（コースターなど）などを指します。建築基準法に規定する準用工作物（建築基準法第 88 条、同法施行令第 138 条）など、比較的規模が大きなものが築造される可能性がある、景観への影響が大きいものを指します。

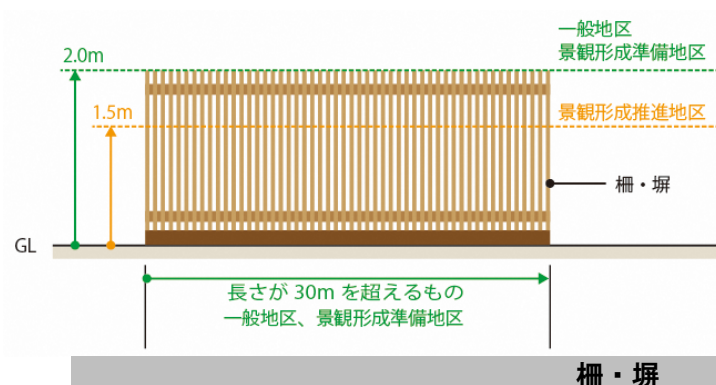
・ その他工作物の例



イ 届出対象規模

届出対象となる工作物の規模は次の通りです。

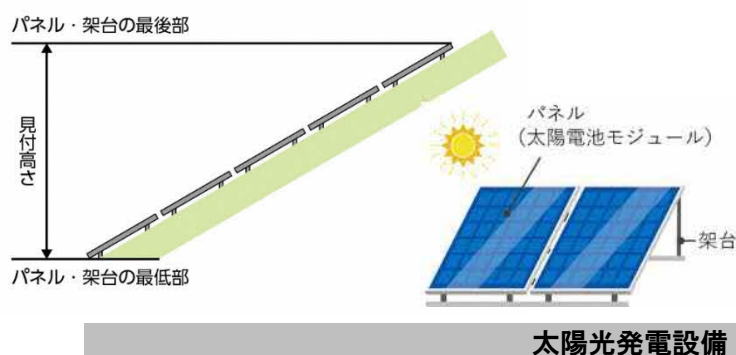
・「柵・塀」、「太陽光発電設備」及び「その他工作物」の届出対象規模



規模にかかわらず全て
[山田日吉神社周辺地区]

高さが1.5mを超えるもの
[景観形成推進地区（山田日吉神社
周辺地区を除く）]

高さが2mを超えるもの、かつ、
長さが30mを超えるもの
[一般地区、景観形成準備地区]

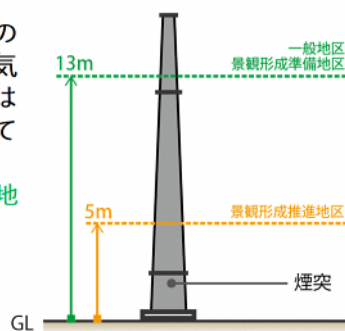


見付高さ（パネル又は架台）が1.5m
を超えるもの、又はパネル面積が10
㎡を超えるもの
[景観形成推進地区]

見付高さ（パネル又は架台）が13m
を超えるもの、又はパネル面積が
1,000㎡を超えるもの
[一般地区、景観形成準備地区]

高さが5mを超えるもの
（電気供給又は有線電気通信のための電線路
又は空中線の支持物にあっては10m）
[景観形成推進地区]

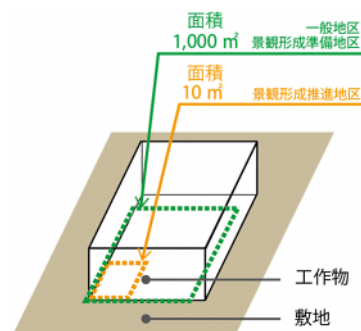
高さが13mを超えるもの
（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は
空中線の支持物にあって
は20m）
[一般地区、景観形成準備地
区]



築造面積10㎡を超えるもの
[景観形成推進地区]

築造面積1,000㎡を超えるもの
[一般地区、景観形成準備地区]

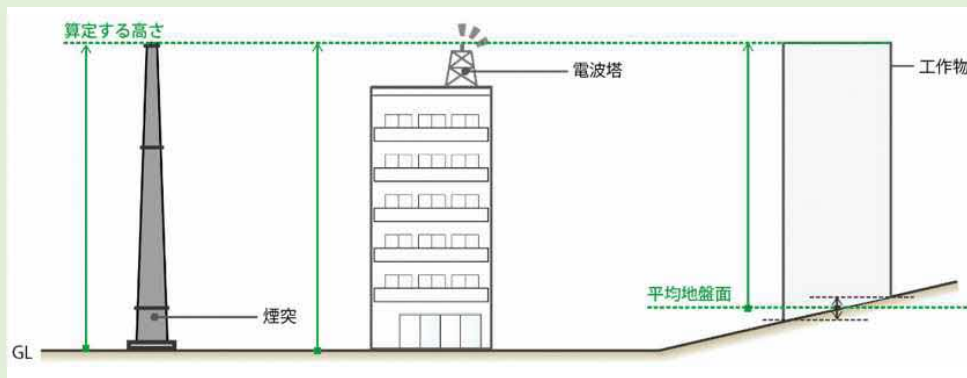
又は



その他工作物

■ 高さの算定方法

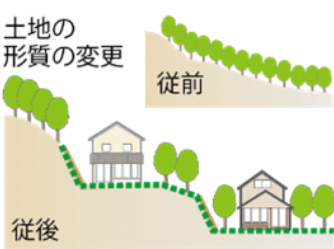
工作物の高さは、地盤に接しているものは地盤面から、工作物が建築物と一体となって設置される場合は、建築物の高さとの合計の高さとなります。



(3) その他

ア 定義及び届出対象規模

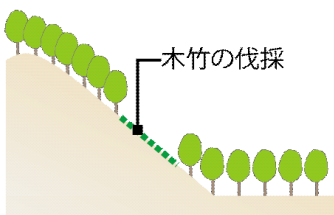
■土地の区画、形質の変更

定義		規模
景観法施行令第4条第1号に定めるその他の土地の形質の変更 ●切土又は盛土による土地の形を変更する行為 ●宅地（宅地造成等規制法第2条第1項に定める土地）以外の土地を宅地に変更する行為		【一般地区、景観形成準備地区】 変更に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの又は高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの 【景観形成推進地区】 規模にかかわらず全て

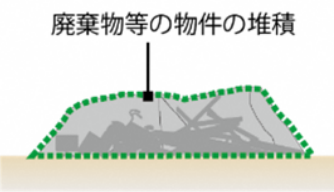
■鉱物の掘採又は土石の採取

定義		規模
景観法施行令第4条第1号に定める土石の採取、鉱物の掘採		【一般地区、景観形成準備地区】 地形の外観の変更に係る土地の面積が 3,000 m²を超えるもの、又は高さが 5m を超え、かつ、長さが 10m を超える法面若しくは擁壁を生じるもの 【景観形成推進地区】 規模にかかわらず全て

■木竹の伐採

定義		規模
木竹の伐採に係る行為		【一般地区、景観形成準備地区】 伐採面積が 3,000 m²を超えるもの。ただし、森林保護のための行為（間伐等）は除く。 【景観形成推進地区】 規模にかかわらず全て

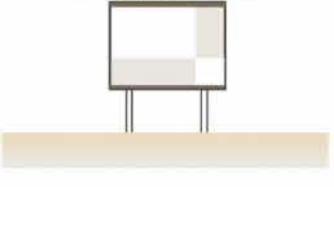
■屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積

定義		規模
景観法施行令第4条第4号に定める屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する再生資源をいう。）その他の物件の堆積		【一般地区、景観形成準備地区】 堆積の期間が 90 日を超えるもののうち、行為に係る面積が 500 m² を超えるもの、又は高さが 2 m を超えるもの 【景観形成推進地区】 規模にかかわらず全て

■自動販売機（屋外）

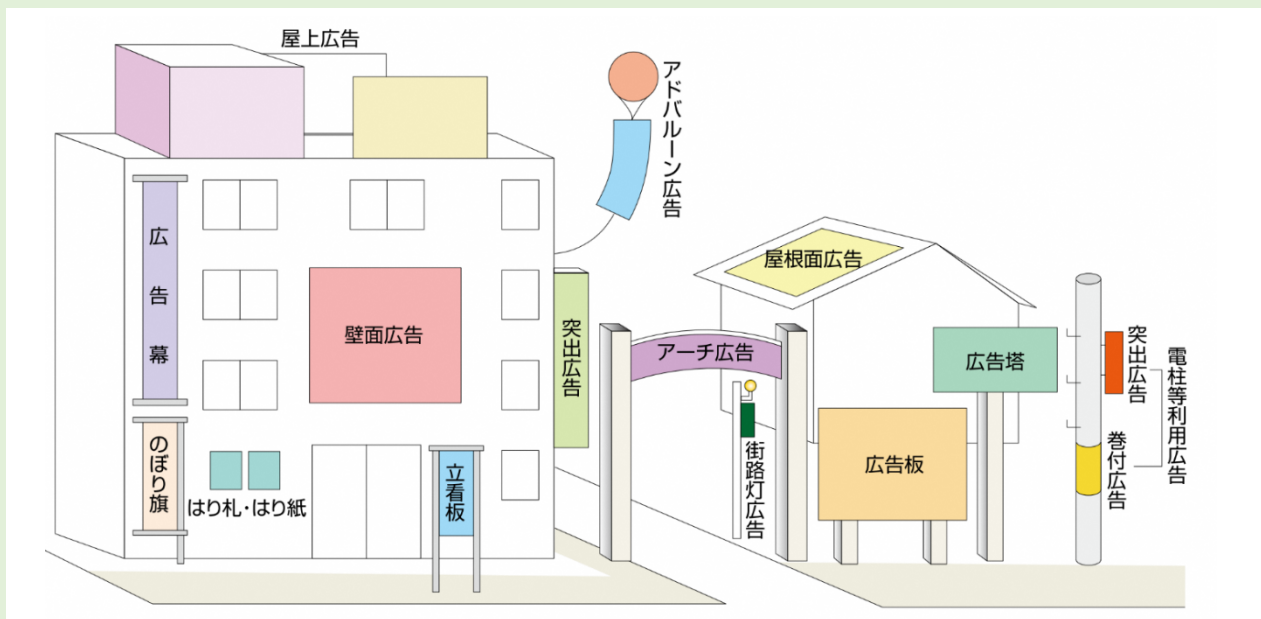
定義		規模
景観形成推進地区において、屋外に設置されている自動販売機全て		【景観形成推進地区】 規模にかかわらず全て

■広告物

定義		規模
屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号）第二条第一項 に規定する屋外広告物 ●常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの	屋外広告物の一例 	【景観形成推進地区】 表示面積 1 ㎡を超え、かつ掲出又は表示期間が 90 日を超えるもの

■屋外広告物の種類（熊本県屋外広告物条例）

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に店舗等の所在を知らせるためや宣伝のために掲出される広告物をすべて対象としています



※広告物の掲出方法については、熊本県屋外広告物条例に従う

3. 景観形成基準について

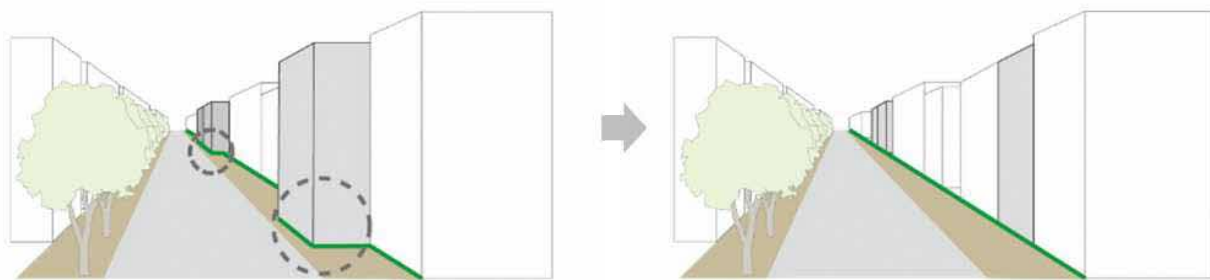
3-1. 建築物の建築等

3-1-1. 位置

基準（建築物の建築等）	地区
●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。 ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の建築物の位置との調和に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区
●建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。	高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区
●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	新玉名駅周辺地区、山田日吉神社周辺地区

■ 建築物の壁面は、周囲の建築物の壁面の位置が揃うよう配慮する。

できる限り壁面の位置をそろえることにより、質の高いまちなみ景観がつけられます。



■ 道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。

低層階をセットバック（壁面後退）することで、歩行空間や緑化空間といったゆとりある公共空間の確保につながります。

○ 壁面をセットバック（後退）



3-1-2. 外観

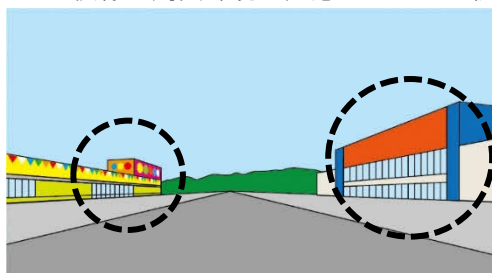
(1) 意匠

基準（建築物の建築等）	地区
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区（新玉名駅周辺地区を除く）
●小岱山や熊ノ岳、三の岳等の周辺の稜線に配慮し、圧迫感や長大な壁面の印象を与えるような意匠は避ける。 ●新玉名駅駅前広場から見た際、周囲の田園環境から著しく突出した印象を与えないような意匠・形態に努める。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	新玉名駅周辺地区

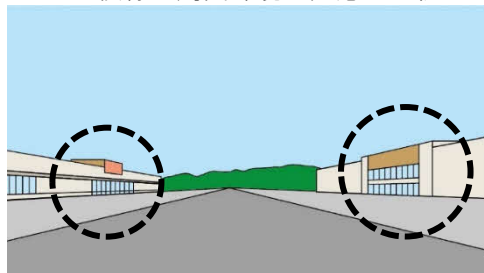
■小岱山や熊ノ岳、三の岳等の周辺の稜線に配慮し、圧迫感や長大な壁面の印象を与えるような意匠は避ける。

圧迫感や長大な壁面の印象を抑え、落ち着いた色彩とすることで、山の稜線や周辺の、まちなみへの影響を抑えます。

・山の稜線や周囲環境に配慮していない例



・山の稜線や周囲環境に配慮した例



■新玉名駅駅前広場から見た際、周囲の田園環境から著しく突出した印象を与えないような意匠・形態に努める。

突出した意匠・形態を抑え、周囲の田園環境への影響を抑えます。

・突出した意匠・形態を抑えた建築物の例



■周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

周辺のまちなみから逸脱しない、まちなみになじむ建物の形態・外観を指します。

・まとまりがない意匠の例



・景観に配慮した事例



■外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。

外壁設備は、付帯施設が露出しないよう、デザイン等を工夫することで、周辺のまちなみへの影響を抑えます。

屋上設備は、建築物と一体化したデザインや、目隠し、配置等により、設備の露出を抑え、周辺景観との調和に配慮します。

・設備の露出を抑えた例



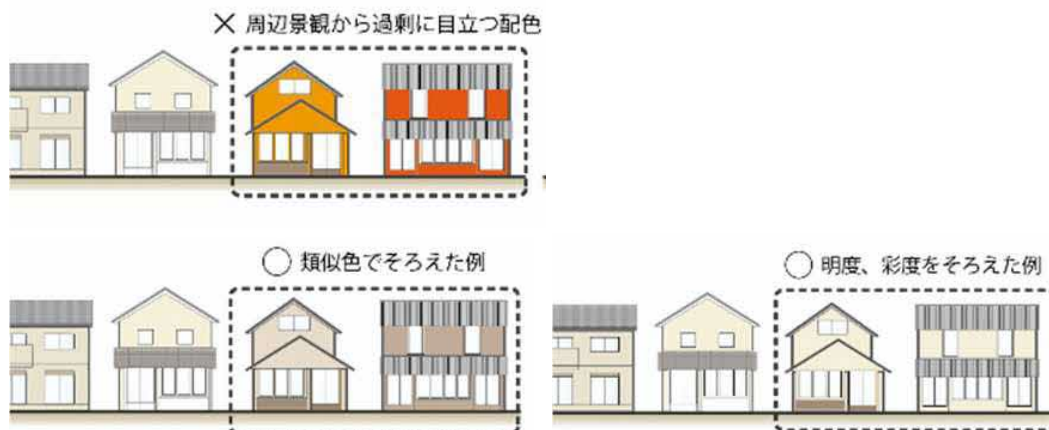
(2) 色彩

ア 共通

基準（建築物の建築等）	地区
●周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	一般地区、景観形成準備地区
●周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、色彩の基準を適用しない。	高瀬・裏川地区
●田園景観との調和に配慮するよう努める。	新玉名駅周辺地区
●参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。	山田日吉神社周辺地区
●周辺の伝統的な建築物、山地・農林との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、色彩の基準を適用しない。	石貫安世寺地区
●伝統的な港町の景観との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、色彩の基準を適用しない。	大浜地区
●周辺の集落景観との調和に配慮するよう努める。 ●建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、色彩の基準を適用しない。	伊倉地区

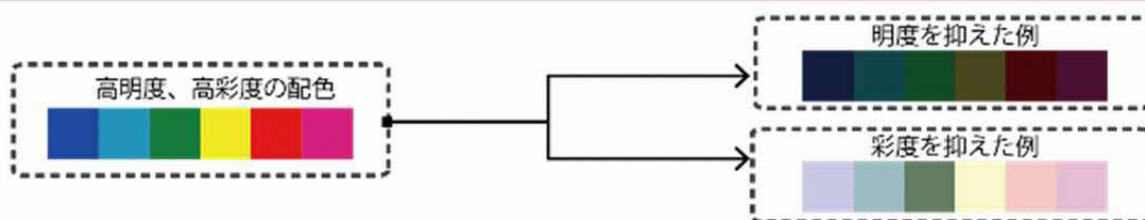
■周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。

周辺の景観から過剰に目立つ色（彩度の高い色等）の広面積の使用を避け、周辺の景観と色相や明度、彩度、類似色でそろえることで、周辺景観との調和に配慮します。



■明度、彩度

高明度、高彩度同士の配色は、色相のイメージがはっきりとした配色になり、全体的に派手になるため、彩度、明度を抑えた配色とすることで、周辺景観に配慮します。



■各地区での調和の配慮

高瀬・裏川地区や石貫安世寺地区、大浜地区、伊倉地区の、風情のある歴史的な建築物や、新玉名駅周辺の田園景観、山田日吉神社参道の生け垣などに配慮し、低彩度であることや類似色を使用する等、周辺景観となじむ色彩とします。

・ 高瀬裏川地区の歴史的建築物



・ 新玉名駅周辺の景観に配慮した店舗



・ 山田日吉神社参道の生け垣



・ 大浜地区の歴史的建築物



・ 伊倉地区の歴史的建築物



イ 外壁（基調色）

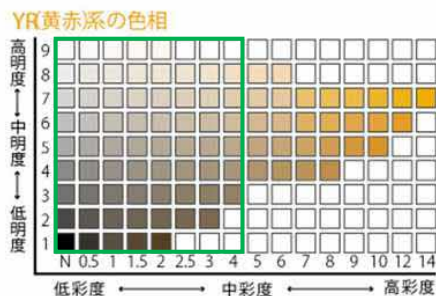
基準（建築物の建築等）	地区
●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R～10Y）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度2以下とする。	高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区
●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R～10Y）の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度2以下、明度4以上とする。	新玉名駅周辺地区
●外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（0R～10Y）の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区

※基調色：壁面面積の1/5以上を占める色

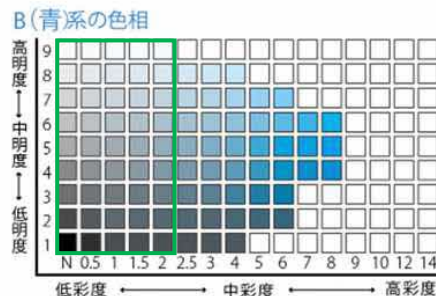
■各地区の外壁（基調色）の例

高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区

・暖色系の色相の例



・暖色系以外の色相の例

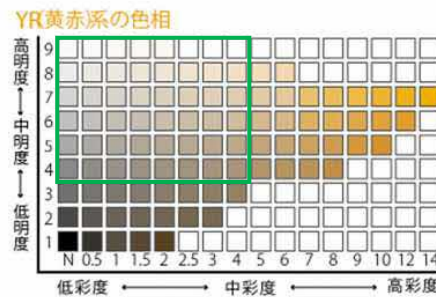


・【参考】高瀬蔵の色彩

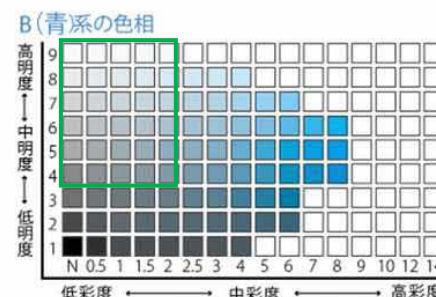


新玉名駅周辺地区

・暖色系の色相の例



・暖色系以外の色相の例

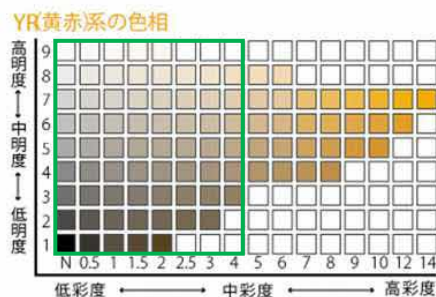


・【参考】店舗の色彩

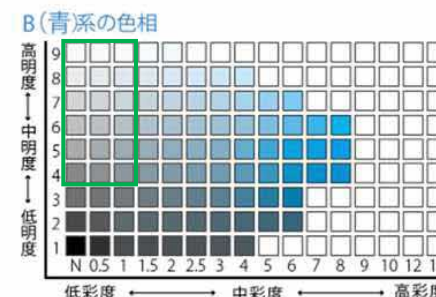


山田日吉神社周辺地区／石貫安世寺地区

・暖色系の色相の例



・暖色系以外の色相の例



ウ 外壁（補助色）

基準（建築物の建築等）	地区
●周辺や基調色の調和に配慮する。	景観形成推進地区（新玉名駅周辺地区を除く）
●周辺や基調色の調和に配慮し、基調色と著しく明度差が大きくならないようにする。	新玉名駅周辺地区

※補助色：壁面面積の1/5未満を占める色

■周辺や基調色の調和に配慮する。

周辺の景観から過剰に目立つ色の使用を避け、基調色と色相や明度、彩度、類似色でそろえることで、周辺景観との調和に配慮します。

エ 外壁（強調色）

基準（建築物の建築等）	地区
●色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。	景観形成推進地区

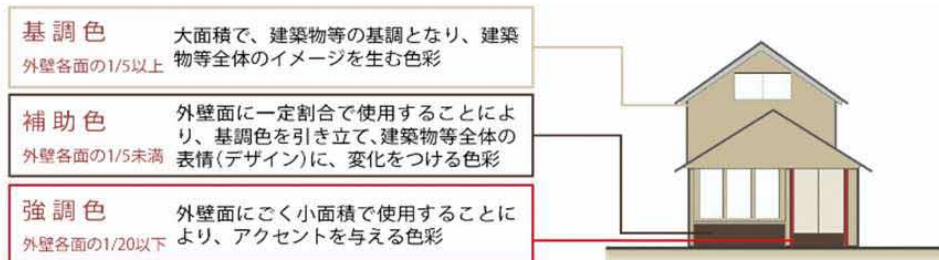
※強調色：壁面面積の1/20未満を占める色

■色彩が過剰にならないように配慮し、できる限り高さの低い位置に使用する。

明度、彩度が過剰に高い色を避け、できる限り低い位置で使用します。

■基調色、補助色、強調色について

外壁の基調色、補助色、強調色の内容・イメージは下図となります。



オ 屋根

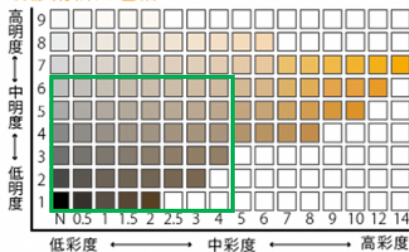
基準（建築物の建築等）	地区
● 周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 ● 暖色系色相（0R～10Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y 以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。	高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区
● 暖色系色相（0R～10Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y 以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。	新玉名駅周辺地区、山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区

■ 暖色系色相（0R～10Y）を用いる場合は、彩度4以下、明度6以下を基本とする。なお、それ以外の色相（0R～10Y 以外）については、彩度1以下、明度6以下とする。

屋根については、暖色系では左図、暖色系以外では右図の範囲の色彩とします。

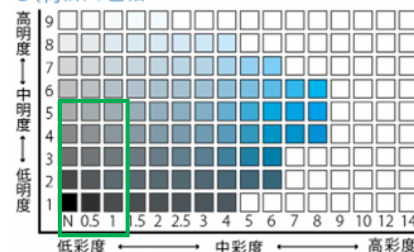
・ 暖色系の色相の例

YR(黄赤系)の色相



・ 暖色系以外の色相の例

B(青系)の色相



(3) 材料

基準（建築物の建築等）	地区
● 周辺景観と調和するような材料を使用する。	一般地区、景観形成準備地区、新玉名駅周辺地区
● 周辺景観と調和するような材料を使用する。 ● 屋根には、極力瓦を用いる。	景観形成推進地区（新玉名駅周辺地区を除く）

■ 周辺景観と調和するような材料を使用する。

周辺景観が使用している材質にあわせた材料を使用します。

・ 景観に配慮していない事例



3-1-3. 敷地の緑化

基準（建築物の建築等）	地区
●敷地内は極力緑化に努める。 ●既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区（新玉名駅周辺地区を除く）
●敷地内は極力緑化に努める。特に、主要交差点部にはシンボルツリーを配置するなどまちなみの演出を行う。	新玉名駅周辺地区

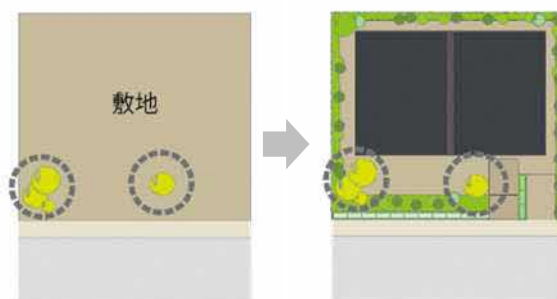
■敷地内は極力緑化に努める。

敷地内において、低木や花等による緑化を行います。道路等から見える部分を緑化することで、周辺景観の質を向上させます。



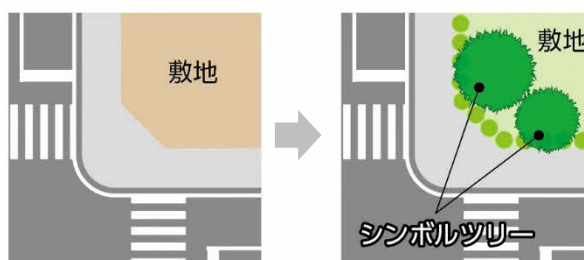
■既存の樹木がある場合には、修景に生かすよう配慮する。

敷地内に既存の樹木がある場合には、修景に活用します。



■主要交差点部にはシンボルツリーを配置するなどまちなみの演出を行う。

視点を引きつける場所を生かして、緑豊かなまちなみ景観をつくとともに、地域らしさや四季折々の表情を演出させます。



3-2. 工作物の建設等：柵・塀

3-2-1. 位置

基準（柵・塀）	地区
●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区
●周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区
●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。	新玉名駅周辺地区
●周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区

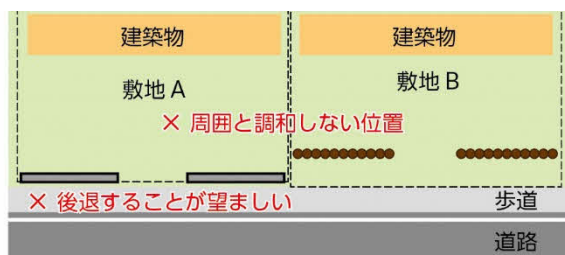
■道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。ただし、質の高いまちなみを形成するため、周囲の柵、塀の位置との調和に配慮する。

敷地境界線からは、極力後退した位置とします。また、周囲の柵や塀の位置との調和に配慮します。

・壁面位置の調和に配慮した例（一般地区、景観形成準備地区）



・柵、塀の位置の例（新玉名駅周辺地区）



■周囲の柵、塀の位置は、道路境界線に近い位置とする。

塀、柵の位置を揃え、より良好な景観を創出するため、柵、塀の位置を道路境界線に近い位置とし、周囲の景観に配慮したものとします。

・山田日吉神社参道の位置が揃った生け垣



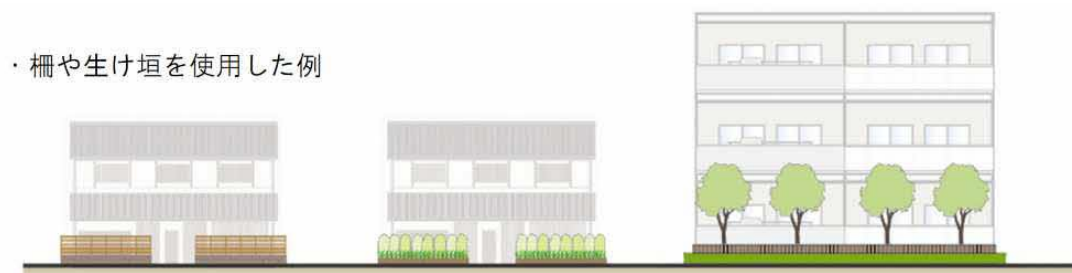
3-2-2. 外観

(1) 意匠

基準（柵・塀）	地区
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区、高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、開放的な意匠に努める。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。 ●沿道から見える位置にのぼり旗、横断幕等の設置をすることは避け、幹線道路から見たときに乱雑な印象を与えないよう配慮する。	新玉名駅周辺地区
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●極力、生け垣とする。 ●付帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区

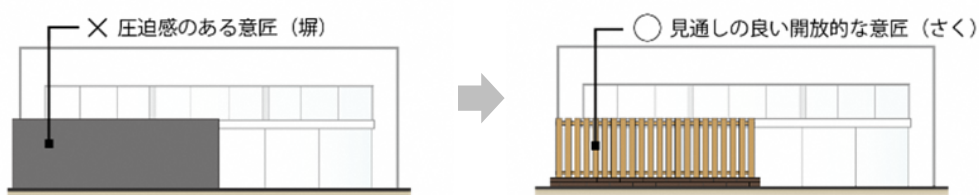
■周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

堀や柵については、生け垣や塀を低くする等により、周辺の景観に配慮します。



■極力、開放的な意匠に努める。

遮蔽感や圧迫感の緩和に努め、柵等、奥が見通せる、開放的な意匠に努めます。



■極力、生け垣とする

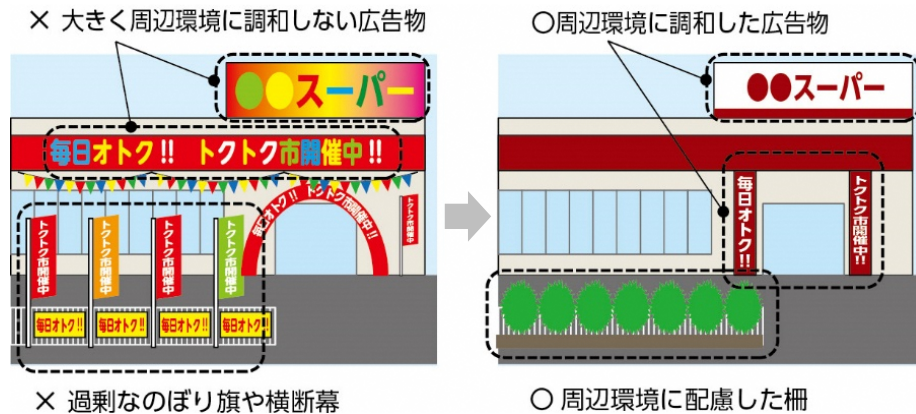
堀、柵は極力、生け垣とします。

・山田日吉神社参道の位置が揃った生け垣



■ 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の調和に配慮する。

■ 沿道から見える位置にのぼり旗、横断幕等の設置をすることは避け、幹線道路から見たときに乱雑な印象を与えないよう配慮する。



(2) 色彩

基準（柵・塀）	地区
● 周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	一般地区、景観形成準備地区
● 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	高瀬・裏川地区、大浜地区、伊倉地区
● 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。屋外広告物の色数は必要最小限に抑え、十分な余白を確保したレイアウトとする。	新玉名駅周辺地区
● 木や生け垣などの自然が持つ色（素材）とする。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区

■ 周辺の景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。

堀、柵等は、周辺景観との調和に配慮し、派手なもの（彩度が高いもの等）を用いず、低彩度な色彩を使用します。



■ 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。屋外広告物の色数は必要最小限に抑え、十分な余白を確保したレイアウトとする。



(3) 材料

基準（柵・塀）	地区
●周辺景観と調和するような材料を使用する。	一般地区、景観形成準備地区、高瀬・裏川地区
●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●腐食しにくい材料（または防腐処置）とする。	新玉名駅周辺地区
●極力、生け垣とする。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区
●周辺景観と調和するような材料を使用する。 ●極力伝統的な素材（漆喰、瓦、木等）を用いる。	大浜地区、伊倉地区

■周辺景観と調和するような材料を使用する。

堀や柵については、木や生け垣、緑化等の自然素材を使用する等、周辺の景観に配慮します。



■腐食しにくい材料（または防腐処置）とする。

腐食による劣化や変色、汚れ等により、景観が損なわれる場合があります。それらを防ぐため、腐食しにくい材料の使用、あるいは防腐処置を施します。

・劣化や変色を起こしている材料



3-2-3. 緑化

基準（柵・塀）	地区
●柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区（山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区を除く）
●柵及び塀の周囲については、極力緑化する。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区

■柵及び塀の周囲については、極力緑化に配慮する。

柵及び塀の周囲については、良好な景観形成に配慮し、極力緑化を行います。

・柵及び塀の周囲に緑化を施した事例



3-3.工作物の建設等：橋りょう

3-3-1. 外観

(1) 意匠

基準（橋りょう）	地区
●橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。	一般地区、景観形成準備地区
●高瀬裏川の歴史や特徴を生かすよう配慮する。 ●高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。	高瀬・裏川地区

■橋りょうの位置する河川や地域の特徴を生かすよう配慮するとともに、川岸からの見え方にも配慮する。

橋りょうのデザイン検討にあたっては、位置する河川の特性や河岸からの見え方に配慮するとともに、周辺景観に溶け込むデザインとするよう配慮します。

・周辺景観に溶け込む橋りょうデザイン



■高瀬裏川に架かる橋りょうは、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持する。

高瀬・裏川地区には、商家町、港町として繁栄してきた歴史的遺産が残っており、橋りょうもそのひとつとされています。歴史的な景観資源を維持・活用していくために、高瀬裏川に架かる橋りょうについては、適切な管理・補修を行い、良好な状態で維持します。

・石垣の橋りょう（高瀬裏川）



(2) 色彩

基準（橋りょう）	地区
●河川や護岸と調和した色彩とする。	一般地区、景観形成準備地区
●自然素材（石）を生かす。 ●塗料（防腐処理も含む）を使用する場合は、彩度、明度の低い色彩とする。	高瀬・裏川地区

■河川や護岸と調和した色彩とする。

橋りょうの色彩にあたっては、彩度の高い派手な色彩を避け、周辺景観に溶け込む色彩となるよう配慮します。

・彩度を落とし、周辺景観に配慮した例



■自然素材（石）を生かす。

高瀬・裏川地区の歴史的景観に配慮し、橋りょうについては石を生かしたものとします。

・石の素材を使用した橋りょう



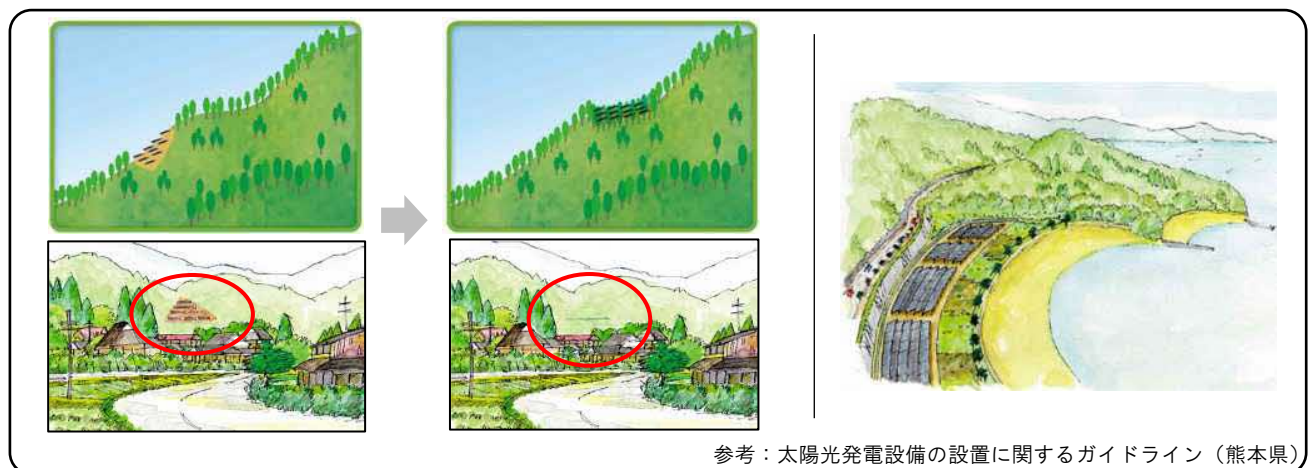
3-4. 工作物の建設等：太陽光発電設備

3-4-1. 位置

基準（太陽光発電設備）	地区
●眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。 ●設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	一般地区、 景観形成 準備地区
●敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ●高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。 ●太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。	景観形成 推進地区

■眺望点から望見できないような位置とし、著しい景観支障とならないよう努める。

山頂や尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地での設置や、海岸線や干拓地などで長大な印象を与えるような設置は避け、眺望点からの眺望景観に配慮します。



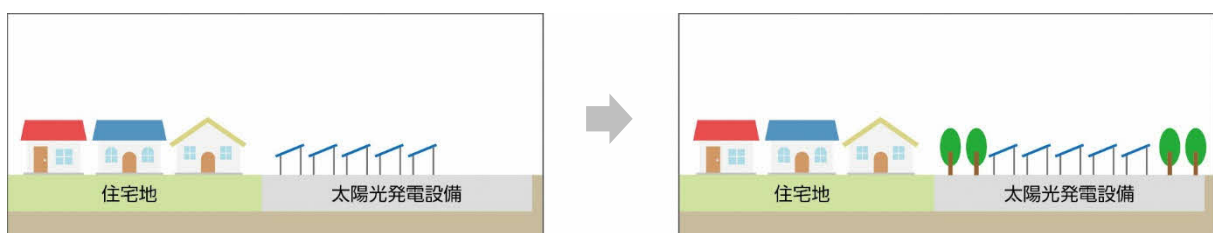
景観支障事例：傾斜部分では施工箇所の突出が想定される。

景観配慮事例：平坦部分では施工箇所が目立ちにくいと想定される。

景観支障事例：海岸線での長大な印象の設置

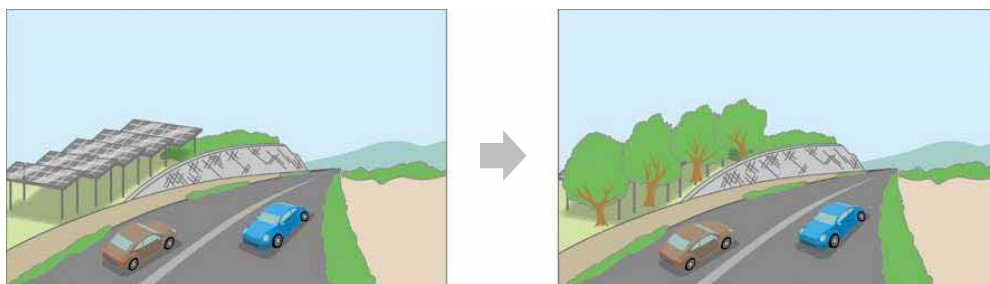
■設置面から高さ 2m 以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。

周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け、直接見えないよう目隠しを行うなど、できるだけ目立たないように努めます。



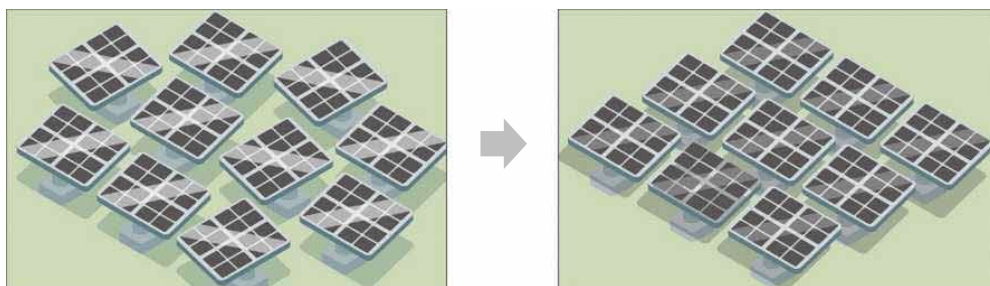
■ 高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。

道路からの視点の移動を考慮し、2m 以下となるよう高さを抑え、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施します。



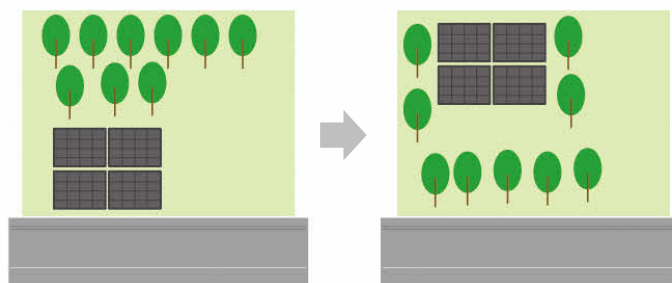
■ 太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。

高さ、向き、傾斜などを揃え、統一感のある配置とします。



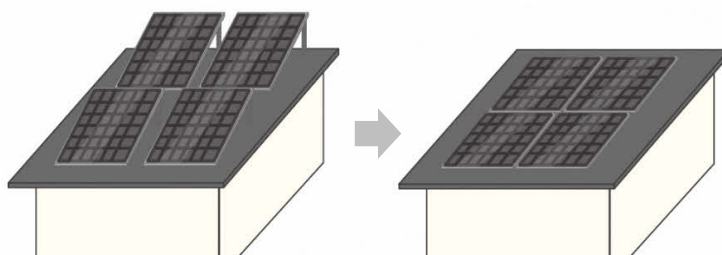
■ 敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。

周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して配置します。



■ 屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とする。

屋上・屋根に設ける場合は、建築物の最上部以下とします。

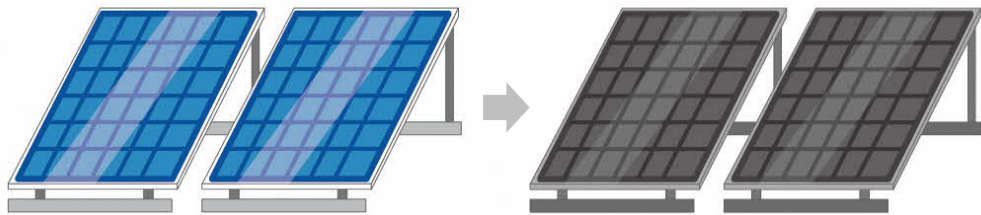


3-4-2. 外観（意匠）

基準（太陽光発電設備）	地区
●太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区

■太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。

■太陽電池モジュールの材質は低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。

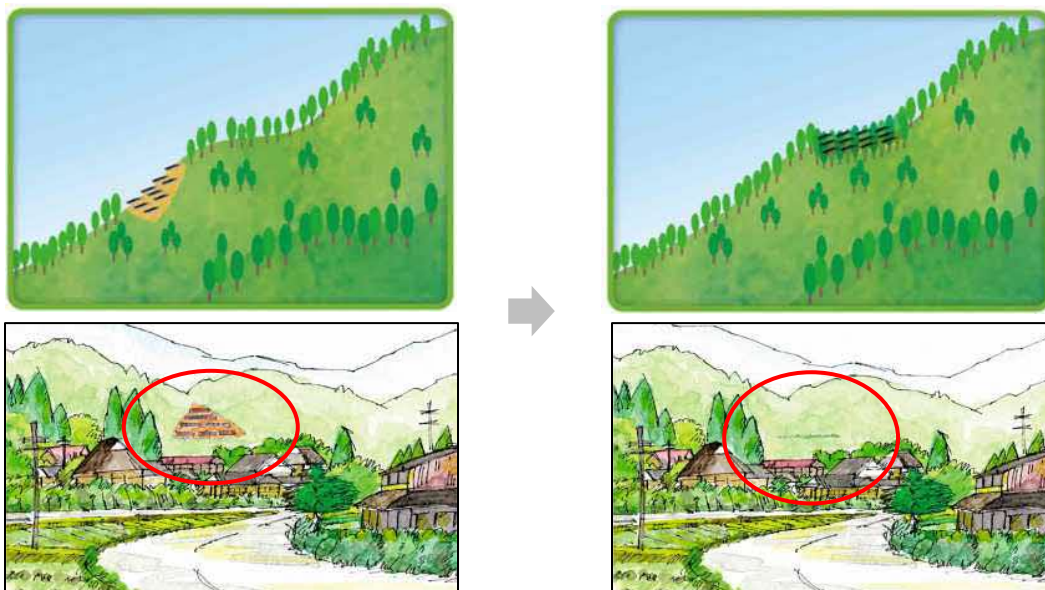


3-4-3. 緑化

基準（太陽光発電設備）	地区
●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。 ●稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。	一般地区
●敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。	景観形成準備地区、景観推進地区

■稜線への影響を考慮し、伐採により樹木の連続性をなくさない。

尾根線での設置は避け、平坦地部分に設置することにより、太陽光発電設備が突出しないようにします。



景観支障事例：傾斜部分では施工箇所
の突出が想定される。

景観配慮事例：平坦部分では施工箇所
が目立ちにくいと想定される。

参考：太陽光発電設備の設置に関するガイドライン（熊本県）

3-5. 工作物の建設等：その他工作物

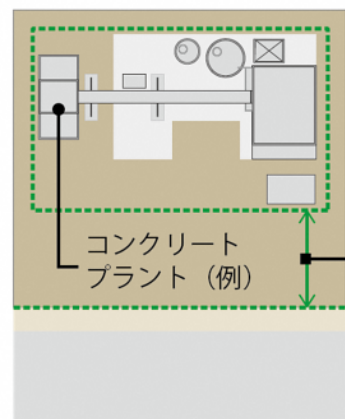
3-5-1. 位置

基準（その他工作物）	地区
●道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区

■道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。

準用工作物は、道路の公共用地に接する敷地境界線から、極力後退した位置に設置します。

敷地境界線から極力後退



・敷地境界線から後退した工作物の例

3-5-2. 外観

（１）意匠

基準（その他工作物）	地区
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。	一般地区
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。	景観形成準備地区、景観形成推進地区（高瀬・裏川地区除く）
●周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。 ●外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。	高瀬・裏川地区

■周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

周辺のまちなみから逸脱してしまう恐れのない、違和感のない工作物の意匠とします。



・ルーバーによる目隠しと緑化で、まとまりのある意匠とした例

■ **外壁、屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮する。**

外壁設備及び屋上設備は、工作物と一体化したデザインや、目隠し、配置等により、設備の露出を抑え、周辺景観との調和に配慮します。

■ **石垣はできる限り維持するよう努める。**

みかん栽培等を生業としてきた農村集落では石垣が築造されており、魅力的な景観となっていることから、これらの石垣については、できる限り維持するよう努めます。

・ みかん畑の石垣



■ **高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。**

高瀬裏川は、港町として繁栄してきた歴史的遺産が数多く残っています。石垣もそのひとつであることから、歴史的景観が損なわれないよう、良好な状態で維持を行います。また、新たな擁壁を築造する場合は、高瀬裏川の景観に配慮し、できる限り現状と同じ石垣づくりとします。

・ 高瀬裏川の石垣

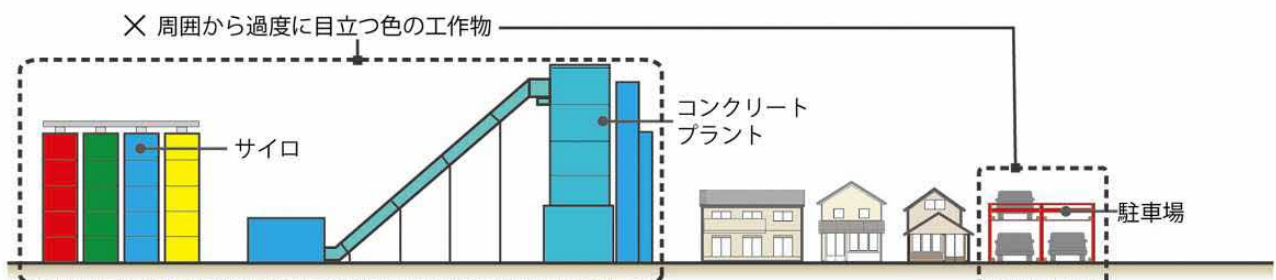


(2) 色彩

基準（その他工作物）	地区
● 周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。	一般地区、景観形成準備地区
● 建築物の共通及び基調色の色彩基準を準用する。	景観形成推進地区

■ **周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。**

周辺の景観から過剰に目立つ色（彩度の高い色）の使用を避け、周辺の景観とトーンをそろえる、類似色でまとめるなど、調和に配慮した色彩を使用します。



3-6.土地の区画形質の変更

3-6-1. 土地の形状及び緑化

基準（土地の区画 形質の変更）	地区
●区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。	一般地区、景観形成準備地区 景観形成推進地区

■区画形質の変更の方法については、周辺の景観との調和に配慮するとともに、緑化に努める。

土地の形質の変更については、形質の変更、できる限り従前の地形に近づけ、周辺景観との調和に配慮します。また、積極的な緑化に努めます。



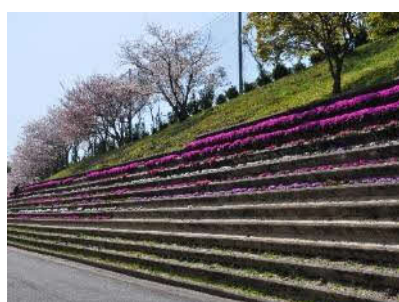
3-6-2. 法面又は擁壁の外観及び緑化

基準（土地の区画 形質の変更）	地区
●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●石垣は、できるかぎり維持するよう努める。	一般地区
●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。	景観形成準備地区、景観形成推進地区(高瀬・裏川地区除く)
●周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。 ●高瀬裏川の石垣は、良好な状態で維持するとともに、新たに擁壁を築造する場合は、できる限り現状と同じ石垣づくりとする。	高瀬・裏川地区

■周辺の景観との調和に配慮した形態、材料とし、緑化に努める。

法面又は擁壁の外観については、周辺の景観との調和に配慮した形態・材料とします。また、緑化等に努めます。

・法面及び擁壁の緑化例



3-7. 鉱物の掘採又は土石の採取

3-7-1. 遮蔽及び緑化

基準（鉱物の掘採又は土石の採取）	地区
●敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区

■敷地内及び敷地周囲の緑化に努め、周囲の道路や公共の場等からの遮蔽に配慮する。

土石の採掘又は土石の採取に関しては、できる限り周囲の道路や公共の場等から見えにくい場所で行い、行為が見えないよう配慮します。また、敷地内及び、敷地周囲の緑化に努めます。

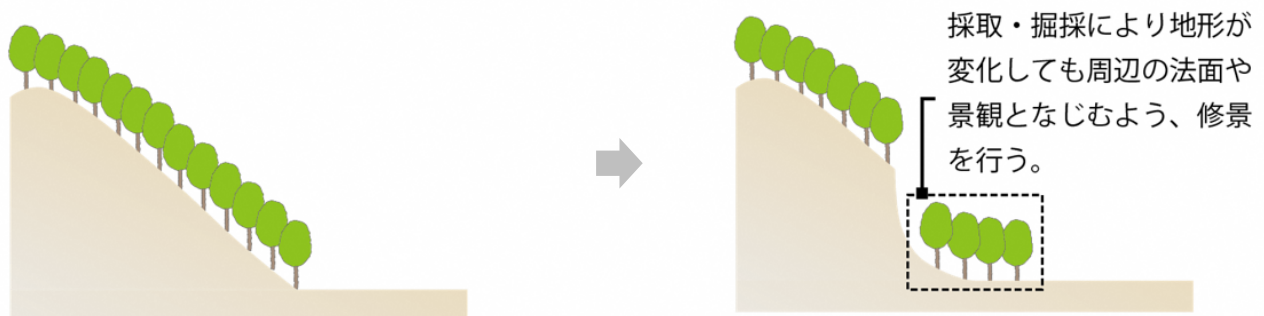


3-7-2. 法面又は擁壁の外観及び緑化

基準（鉱物の掘採又は土石の採取）	地区
●掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区

■掘採後の法面等の事後処理については、周辺の景観との調和に配慮し、緑化に努める。

採取・掘採による地形の変化についても、周辺の法面や景観となじむよう、調和への配慮や緑化に努めます。



3-8.木材の伐採

基準（木材の伐採）	地区
●伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。	一般地区、景観形成準備地区、高瀬・裏川地区、新玉名駅周辺地区
●伐採は、極力行わないように努める。 ●伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。	山田日吉神社周辺地区、石貫安世寺地区、大浜地区、伊倉地区

■伐採は、可能な限り小規模にとどめ、良好な景観が維持できるように努める。

木材の伐採は、景観を損なう要因となるため、伐採の規模をできるだけ小規模にとどめるよう配慮します。

■伐採は、極力行わないように努める。

山田日吉神社周辺地区及び石貫安世寺地区では、木竹・森林等が重要な景観要素となっています。そのため、伐採は極力行わないように努めます。

■伐採後は、植栽などによる修景を講ずるよう努める。

伐採後は周辺景観に配慮し、修景を講ずるよう努めます。

・山田日吉神社周辺の杉林

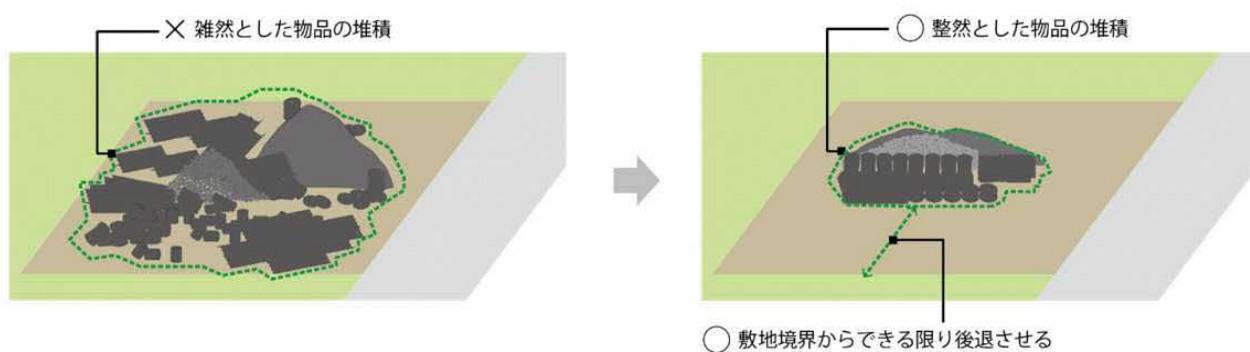


3-9.屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

基準（屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積）	地区
●堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。 ●道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。	一般地区、景観形成準備地区、景観形成推進地区

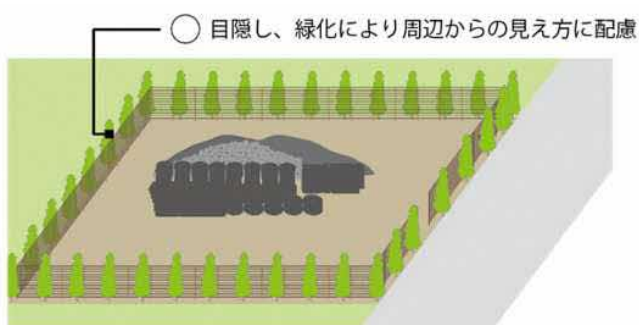
■堆積物は、敷地境界からできる限り後退させる。

土石や廃棄物等の堆積物は、雑然と堆積させると、景観を損なうおそれがあります。堆積物は敷地境界からできる限り後退させ、堆積物を整然とさせる等、配慮を行います。



■道路や公共の場から見える部分については、植栽や塀などによる遮蔽や堆積物の高さを抑えるなど、周囲からの見え方に配慮する。

周辺や視点場から見えないよう、堆積の仕方や場所の工夫、堀・柵の設置や緑化等により配慮します。



3-10. 自動販売機

基準（自動販売機）	地区
●自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。	景観形成推進地区

■自動販売機の外観は、5Y7.5/1.5 を基本とする。ただし、木製の囲い等や上記のマンセル値より目立たない色彩により、周辺のまちなみ景観に溶け込むよう修景した場合は、この限りではない。

自動販売機については、下写真のように、彩度を抑えた落ち着いた色彩とする。

- ・自動販売機の基本とする外観の色
(5Y7. 5/1. 5)



- ・色彩に配慮した例

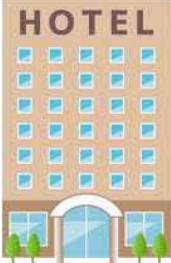
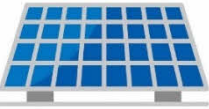


4. 特定施設届出地区について

4-1. 特定施設となる施設一覧

特定施設とは、以下のような施設を指します。

図					
定義	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第4号及び第5号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設	危険物の規制に関する政令第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）	飲食店業を営むための施設	物品販売業を営むための施設	物品貸付業を営むための施設
施設例	パチンコ店、マージャン屋、ゲームセンター、ラブホテル等	ガソリンスタンド等	レストラン、喫茶店等	スーパーマーケット、専門店等	レンタルビデオショップ、貸自動車業等

図					
定義	旅館業法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設	事務所	広告塔、広告板	太陽光発電設備	その他
施設例	ホテル、旅館等	事務所、不動産業、買取専門業等	看板等	太陽光発電設備	カラオケボックス、屋上広告

4-2. 特定施設届出地区の届出対象行為

4-2-1. 特定施設届出地区の届出対象行為の概要

特定施設届出地区では、以下のような届出対象行為の種類と規模を定めています。

行為の種類※ ¹		規模※ ²
建築物の建築等		行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が 10 m ² を超えるもの
工作物の建設等	柵・塀・擁壁等	高さが 1.5mを超えるもの
	太陽光発電設備	見付高さ（パネル又は架台）1.5m を超え、かつパネル面積 100 m ² を超えるもの
	工作物 1	高さが 5 mを超えるもの（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10m）
	工作物 2	高さが 5 m を超え、かつ築造面積が 10 m ² を超えるもの
	広告塔及び広告板	表示面積が 1 m ² を超えるもの ※ただし、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除く

※ 1 景観法第 16 条第 7 項及び玉名市景観条例第 9 条に規定する行為については、適用除外となります。

※ 2 規模は、増築等により新たに当該規模を超える場合を含めます。

工作物が建築物と一体となって設置される場合は、当該建築物の高さとの合計の高さとなります。

[工作物 1、工作物 2 について]

工作物 1：記念塔、電波塔、物見塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱、電気供給又は有線電気通信のための電線路または空中線の支持物

工作物 2：遊戯施設（観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンド等）、製造施設（アスファルトプラント、コンクリートプラント等）、石油・ガス・飼料等を貯蔵又は処理する施設、立体の自動車車庫、処理施設（汚物処理施設、ごみ処理施設等）広告塔または広告板

4-2-2. 特定施設届出地区の届出対象行為別の解説

(1) 建築物の建築等

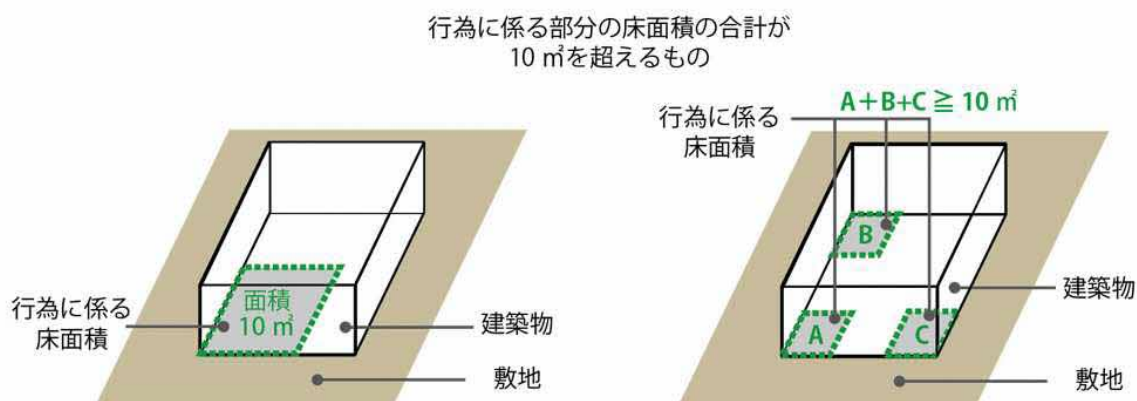
ア 定義

「建築物の建築等」とは、新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更のことをいいます。

イ 届出対象規模

行為に係る部分の床面積の合計、または、行為に係る部分の面積の合計が 10 m^2 を超えるものは届出対象です。(下図参照)

・ 建築物の建設等に関する届出対象規模



(2) 工作物の建設等

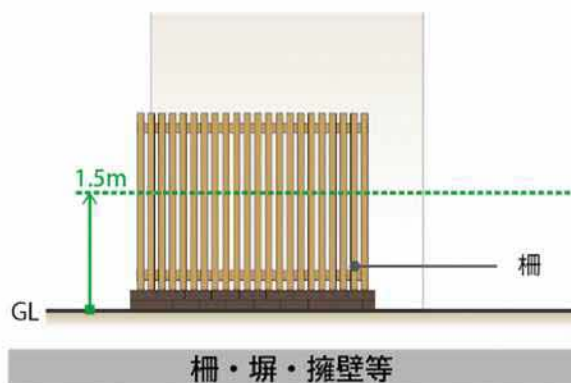
ア 定義

「工作物の建設等」とは、新設、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することとなる修繕、模様替え若しくは色彩の変更のことをいいます。

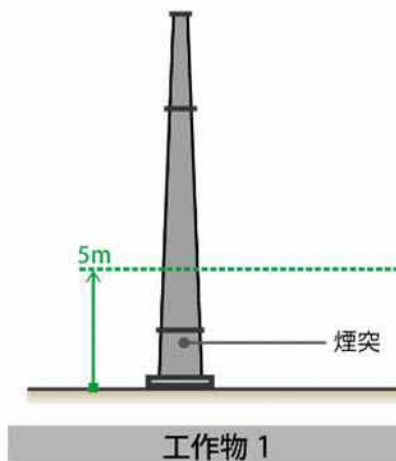
イ 届出対象規模

「柵・塀・擁壁等」については、高さが 1.5 m を超えるもの。「工作物 1」については、高さが 5 m を超えるもの（電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線の支持物にあっては 10 m ）。「工作物 2」については、高さが 5 m を超え、かつ築造面積が 10 m^2 を超えるもの。「広告塔及び広告板」については、熊本県屋外広告物条例に基づく許可を受けるものを除いた、表示面積が 1 m^2 を超えるものが届出対象となります。

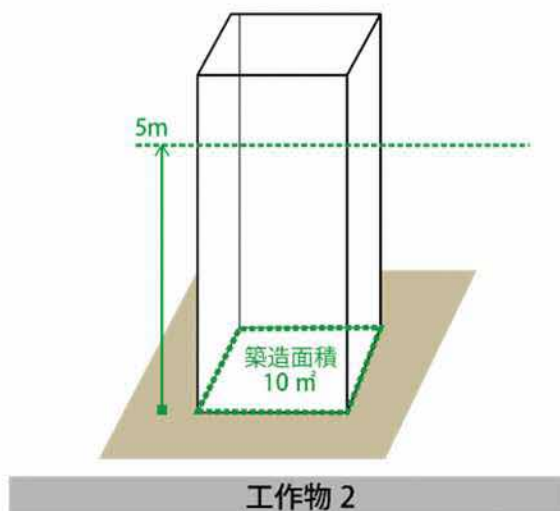
高さ 1.5m を超えるもの



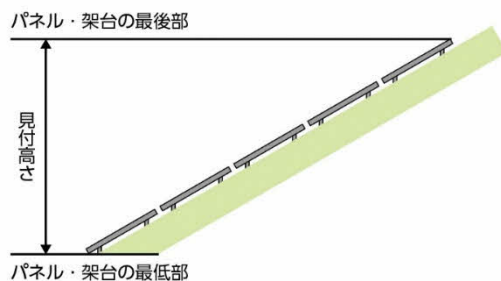
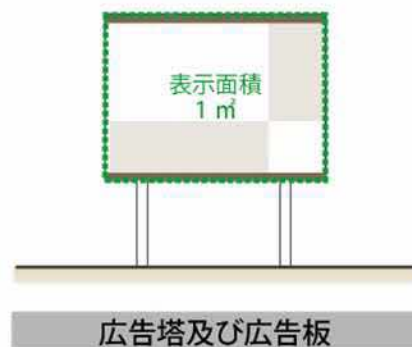
高さ 5m を超えるもの
(電気供給又は有線電気通信のための電線路
又は空中線の支持物にあっては 10m)



高さが 5m を超え、
かつ築造面積が 10 m² を超えるもの



表示面積が 1 m² を超えるもの
(熊本県屋外広告物条例に基づく
許可を受けるものを除く)



見付高さ（パネル又は架台）が 1.5m
を超え、かつパネル面積が 100 m² を超
えるもの



太陽光発電設備

4-3. 特定施設届出地区の景観形成基準

< 建築物、工作物等（太陽光発電設備を除く） >

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	● 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。 ● 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。 ● 交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。 ● 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。 ● 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。 ● 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。

■ 建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。

■ 隣接する施設相互において沿道からみて連担性の保てる位置とする。

周辺のまちなみから逸脱しないよう、周囲の施設やまちなみに配慮した位置とします。

■ 広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。

広告塔・広告板の設置についても、周辺のまちなみから逸脱してしまう恐れがないよう、まちなみになじみ、統一性のある配置とします。

・ 統一性のある看板配置の例



■ 柵、塀が必要な場合は、生垣にするか、前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。

■ 道路に面した擁壁についても前面に緑化するスペースが確保できる位置とする。

柵や塀、擁壁等については、圧迫感や周辺との不調和等を緩和するため、前面に緑化スペースを確保します。

・ 柵の前に緑化スペースを確保した例



・ 擁壁の前に緑化スペースを確保した例



行為	基準
特定施設及び付帯施設の外観に関する事項	●建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。 ●外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。 ●電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。 ●広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。 ●色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

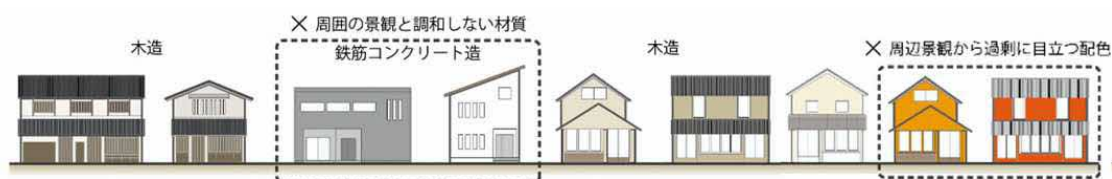
■ 建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色彩・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。

■ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

■ 色彩については、できるだけ多色使いを避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。

建築物の壁面や意匠、色彩、素材などは、周辺景観と調和しないものや、過剰に目立つ配色、素材等を避け、まちなみとの調和に配慮します。

・形状や色彩等に配慮していない例



■ 外壁・屋上等に設ける設備は、露出しないように努め、本体及び周辺の景観との調和に配慮するものとする。

外壁設備は、付帯施設が露出しないよう、デザイン等を工夫することで、周辺のまちなみへの影響を抑えます。

屋上設備は、建築物と一体化したデザインや、目隠し、配置等により、設備の露出を抑え、周辺景観との調和に配慮します。

・設備の露出を抑えた例



■ 広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。

広告物は、設置箇所数を少なくする、表示面積を小さくすることで、周囲のまちなみに配慮します。また、落ち着いた色彩や自然素材を使用することで、周囲のまちなみに配慮します。

・自然素材を用いた広告物の例



行為	基準
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	●道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。 ●駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。 ●建築物・工作物等の周りには、修景緑化に努める。 ●広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。 ●スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。 ●敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。

■道路に面した部分には、高木を主体とした緑化に努める。更に施設の実状によって中木、低木、グランドカバー等の組合せによる修景緑化に努める。

道路に面する部分など、まちなみの景観に特に影響する部分は、緑化に努め、景観を損なわないよう、配慮します。

・木とグランドカバーによる緑化事例

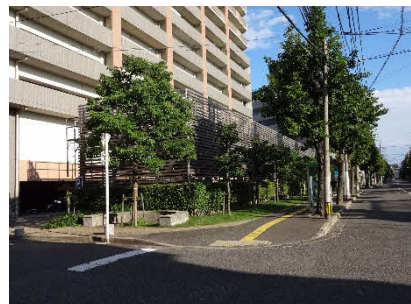


■駐車場は、高木による緑化を施し、緑陰駐車場になるよう努める。

■建築物・工作物等の周りは、修景緑化に努める。

建築物・工作物について、景観を損なうことがないよう、周囲の緑化に努めます。駐車場等についても、緑化を施し、景観を損なわないよう、配慮します。

・駐車場の緑化事例



■スペースがない場合には、ツタを使った緑化に努める。

緑化スペースがない場合、壁面等を利用し、ツタを使用した緑化に努めます。

・ツタを使用した緑化事例



■敷地の周囲、柵・塀・擁壁の前面の緑化に努める。

柵や塀、擁壁等については、周囲への圧迫感や不調和等を緩和するため、柵や塀、擁壁の前面は、緑化に努めます。

・壁面の前を緑化した事例

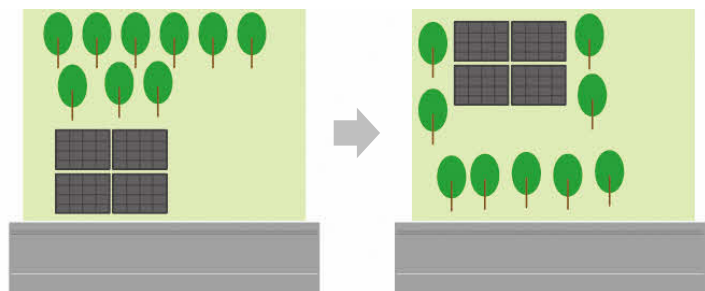


<太陽光発電設備>

行為	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	●太陽光発電設備については、敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。 ●太陽光発電設備については、設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。 ●太陽光発電設備については、高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。 ●太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの傾斜をできるだけ低くし、向きを揃えるなど、統一感のある配置とする。
特定施設及び附帯施設の敷地の外観に関する事項	●太陽光発電設備については、太陽電池モジュール、フレーム、架台及び脚部等の附属施設を含め、周辺の景観と調和した色彩とする。 ●太陽光発電設備については、太陽電池モジュールの材質は、低反射性のもの又は防眩処理等を施したものを使用する。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	●太陽光発電設備については、敷地の周囲、さく・塀・擁壁の前面の緑化に努める。

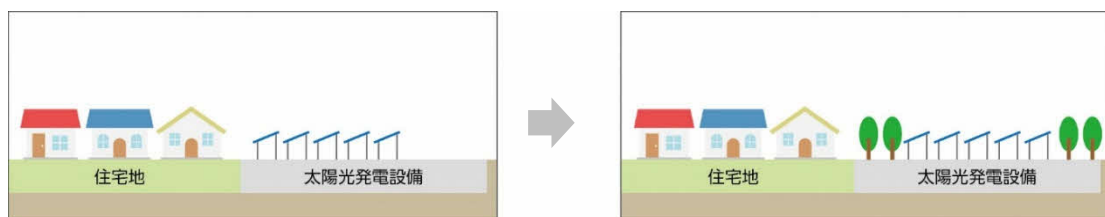
■敷地の境界からできるだけ後退した位置とする。

周辺の主要な道路や公園等の公共の場所から見える場所や民家等に隣接した場所に設置する場合は、できるだけ後退して配置します。



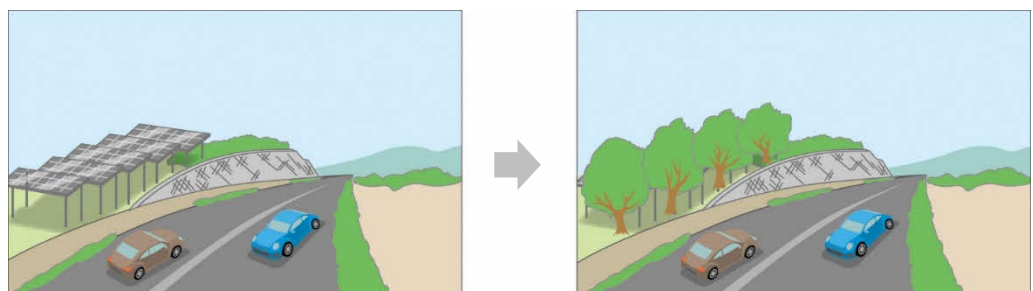
■設置面から高さ 2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努める。

周辺景観や民家等への圧迫感の軽減、太陽光の反射の軽減などに配慮するとともに、植栽などの緩衝帯を設け、直接見えないよう目隠しを行うなど、できるだけ目立たないように努めます。



■高さを抑え、道路からの視点の移動を考慮し、周辺から人工物が突出することを避ける。

道路からの視点の移動を考慮し、2m 以下となるよう高さを抑え、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施します。



<その他>

行為	基準
その他	●ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。 ●のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。 ●道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

■ ポケットパークとなるようなスペースの確保に努める。

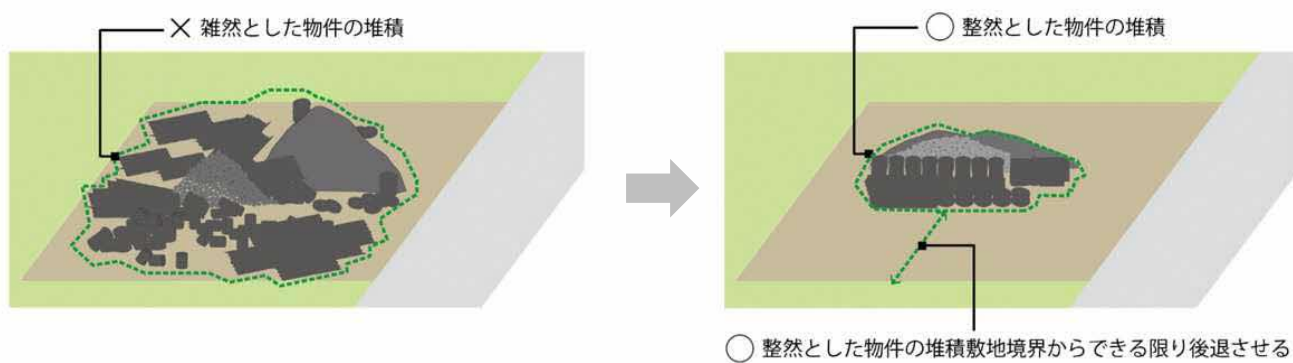
まちなみの景観向上や歩行者の休憩やつどいの場とするため、ポケットパークのスペース確保に努めます。

・ ポケットパーク



■ 道路前面における物品の集積は、乱雑とならないものとする。

道路前面における物品の乱雑な集積は、景観を損なうおそれがあります。敷地境界からできる限り後退させ、物品を整然とさせる等、配慮を行います。



5. 眺望景観保全地区について

5-1. 眺望景観保全地区の概要について

本市には、玉名平野や菊池川、雲仙普賢岳まで見渡せる眺望点が各所にあります。これらから見える眺望は、雄大かつ圧巻であることから、本市の景観の良さを実感し、親しみや感動を持ってもらうことができます。

こうした眺望景観は、本市の自然、農業等の生業、市民生活（日々の生活からにじみ出る様相）、建築行為等、景観まちづくりなど、景観に関わるあらゆる姿が組み合わさって見えています。

そのため、景観形成においては、建築行為等、屋外広告物そのものや、その周辺だけに注意するだけではなく、眺望点から見た時の見え方についても意識することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

このような考え方から、市全域を「眺望景観保全地区」に定め、眺望景観を意識した景観形成を推進します。

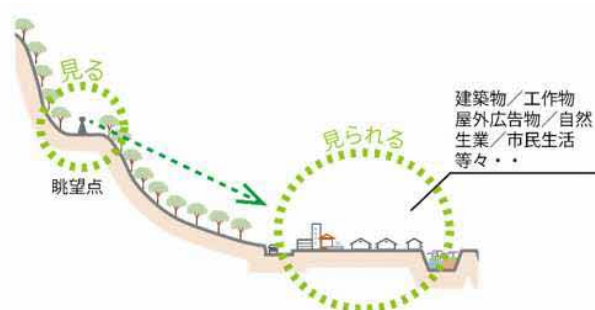
具体的な基準は設けず、景観形成の考え方を示し、景観に対する意識の醸成を図ります。

5-2. 眺望景観保全地区の解説・留意点

眺望景観は建築物や工作物、屋外広告物、人々の生活からにじみ出る景観等で形づくられているため、市民の皆さんの日々の生活や行いが反映された景観といえます。

これらの景観は「見る、見られる」関係にあり、眺望点から「見られる」ということを忘れてはいけません。

美しい眺望景観を保全・育成していくためには、市民の皆さんが、普段から景観づくりを意識・配慮した生活、行いをしていくことが重要です。



5-3. 景観形成上、特に大事にしたい眺望点

実山展望公園からの眺望	干拓施設への眺望	石貫穴観音横穴からの眺望
前田家墓地からの眺望	桃田運動公園からの眺望	日嶽からの眺望

6. 良好な景観形成のために

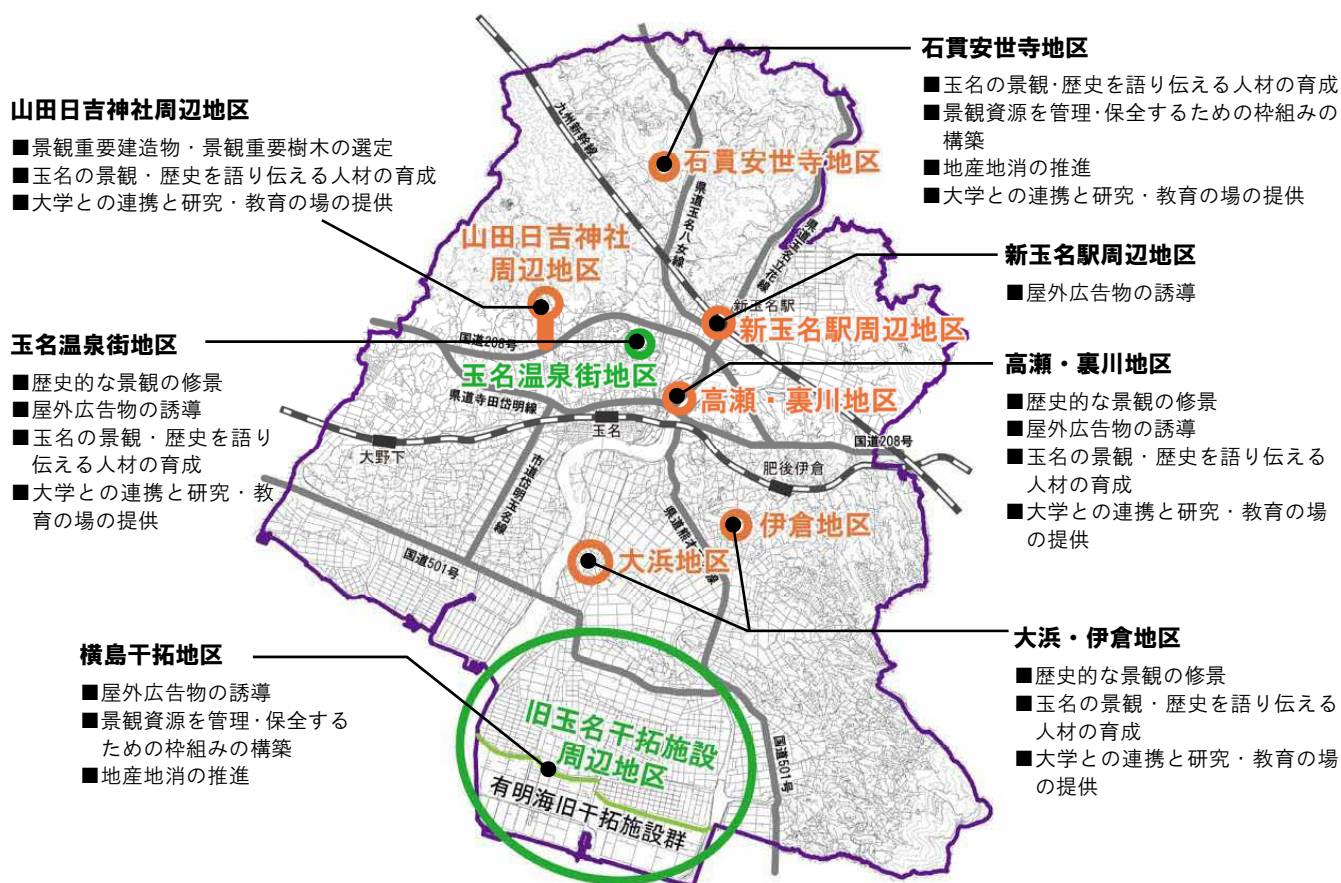
玉名市景観計画では、景観を誘導する届出対象行為や景観形成基準等のほか、眺望景観保全地区やアクションプランを位置づけています。

景観形成においては、建築行為等、屋外広告物そのものや、その周辺だけに注意するだけではなく、眺望点から見た時の見え方についても配慮することで、景観を守り、より魅力的な景観をつくることができます。

また、良好で魅力的な景観形成は、行政だけでは実現できません。ハード・ソフトでの景観まちづくりを住民、まちづくり団体、行政が協働して進めることが大事です。そのため、景観まちづくりにあたっては、景観の将来像とその考え方や景観方針、景観形成方針と関連づけて以下に示す具体的取組メニューを、地域の実状にあわせて複数組み合わせ、進めていくことが効果的です。

こうしたことから、届出対象行為、景観形成基準だけではなく、眺望景観保全地区の考え方を理解し、アクションプランの実施も視野に入れた、総合的な取り組みが大切です。

[地区別のアクションプラン例]



玉名市景観形成ガイドライン

平成 28 年 9 月 策定

令和 5 年 3 月 改定

発 行 玉 名 市

編 集 玉名市 建設部 都市整備課

〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

TEL.0968-75-1122 FAX.0968-75-1221

玉 名 市
景観形成
ガイドライン